

上告提起事件番号 東京高等裁判所令和2年(行サ)第70号

上告人(一審被告) 国

被上告人(一審原告) 想田和弘ほか2名

上 告 理 由 書

令和2年9月14日

最 高 裁 判 所 御 中

上告人指定代理人 館 内 比 佐 志 

菊 池 憲 久 

瀧 谷 勝 海

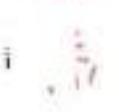
平 井 直 也 

益 子 元 楓 

山 門 由 美 

古 川 善 健 

川 村 圭 

西 理 香 
吉 田 俊 
松 本 亮 
林 聰 
若 林 
石 井 康 

目 次

第1 事案の概要等	6
1 事案の概要	6
2 原判決の判示の要旨	6
第2 上告理由の要旨	9
第3 国民審査法が在外審査制度を設けていないことは、憲法に違反しないこと	12
1 国民審査制度の概要	12
(1) 国民審査制度に関する憲法の定め	12
(2) 国民審査法の定める審査権及びその行使に関する定め	13
2 国民審査権の憲法上の位置づけに鑑みれば、国民審査制度の仕組みの決定には、国会に広範な裁量が認められるべきであり、在外国民に審査権を付与しないことの憲法適合性については、緩やかな審査基準が妥当すると解すべきであること	14
(1) 国民審査権の憲法上の位置づけ	14
(2) 国民審査権は選挙権とは憲法上の位置づけが異なること	16
(3) 国民審査制度の仕組みの決定には、国会に広範な裁量が認められるべきであり、在外国民に審査権を付与しないことの違憲審査基準については、合理性の基準が妥当すると解すべきであること	18
3 記号式投票を前提として在外審査制度を設けることの可否を判断することは十分な合理性があること	21
(1) 解職制度である国民審査においては、選挙とは異なる観点から、審査の公正・公正性、審査制度としての安定性のほか、最高裁判所裁判官の解職制度という性質を踏まえた実効性の確保に留意して適切な投票方法を定める必要があること	21
(2) 国民審査法が採用する記号式投票は、審査の実効性を確保する観点から優	

れた投票方法として合理性があるのに対し、少なくとも現時点において、記号式以外の投票方法を採用することは、国民審査の制度としての実効性を確保する観点から問題があること	22
(3) 小括	25
4　記号式投票を前提として在外審査を実施することについては、現時点においても技術的な困難性を抱える諸問題が存在し、これらを解決するための確立した手法は存在しないこと	25
(1) 平成28年法律第49号による改正（平成28年改正）の前後を通じ、記号式投票を前提として在外審査制度を設けることには技術上の問題があること	25
(2) 小括	29
5　国民審査法が在外国民に審査権を付与していないことは、国会の立法裁量権の行使として著しく合理性を欠くものではないから、国民審査法は憲法に違反するものではないこと	30
第4　在外審査制度を設けていない国民審査法が憲法に違反とした原審の判断は、憲法15条1項、79条2項及び3項の解釈等を誤ったものであること	31
1　選挙権又はその行使の制限の場合と同様の判断枠組みを用いて国民審査法の憲法適合性を判断した原審の判断は、憲法15条1項、79条2項及び3項の解釈等を誤ったものであること	31
2　自書式又は分離記号式投票による投票によれば、在外審査は可能であり、記号式以外の投票方法によることに著しく合理性を欠くような事情はないとした原審の判断は誤っていること	34
(1) 在外国民に自書式投票を採用することには問題があること	34
(2) 分離記号式の投票方法を採用することには問題があること	35
(3) 記号式以外の投票方法を採用することに著しく合理性を欠くような事情が	

ないとする原審の判断の誤り	35
(4) 小括	37
3 記号式投票を採用することを前提としても技術的な問題は解消されたとする 原審の判断が誤りであること	38
4 小括	40
第5 結論	-----	41

上告人（一審被告、原審控訴人兼被控訴人。）は、本書面において、上告の理由を明らかにする。

略語等については、本書面で定義するもののほかは、原判決の例による。

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、在外国民である一審原告想田ら（原審被控訴人兼控訴人。以下、単に「被上告人ら」という。）が、主位的に、憲法15条1項、79条2項、3項等により国民審査における審査権（以下、単に「審査権」ということがある。）が保障され、国民審査法4条によりその行使が認められているにもかかわらず、上告人がその行使の機会を与えなかったとして、被上告人らが次回の国民審査において審査権を行使することができる地位にあることの確認を求める（本件地位確認の訴え）、予備的に、上告人が被上告人らに対し、日本国外に住所を有することをもって、次回の国民審査において審査権の行使をさせないことが違法であることの確認を求める（本件違法確認の訴え）ほか、平成29年国民審査について、中央選挙管理会が在外国民であった被上告人らに投票用紙を交付せず、又は被上告人らが現実に審査権を行使するための立法を国会がしなかった結果、被上告人らが審査権を行使することができず、精神的苦痛を受けたとして、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求める（以下「本件国家賠償請求」という。）事案である。

一審判決は、主位的請求に係る本件地位確認の訴え及び予備的請求に係る本件違法確認の訴えについては、いずれも裁判所法3条1項の「法律上の争訟」に当たらず、不適法であるとして却下し、本件国家賠償請求については、一部を認容した。

2 原判決の判示の要旨

原判決は、第1審判決を次のとおり変更した。

- (1) 主位的請求に係る本件地位確認の訴えについては、第1審判決と同様に、不適法であるとして却下した。
- (2) 予備的請求に係る本件違法確認の訴えについては、要旨、次のとおり判示して、違法かつ理由があるとして認容した。

ア 国民審査制度は、国民に、最高裁判所の裁判官について、定期的に解職の可否という形で任命についての審査をする機会を付与することによって、民主的統制を図ろうとしたものであり、このような審査権の制度の趣旨に照らせば、選挙に関する憲法の規定（15条3項、4項、44条ただし書）及び投票の機会の平等の要請（14条1項）の趣旨は、国民審査についても同様に及ぶものと解される。

上記憲法の趣旨に鑑みれば、審査権又はその行使を制限することは原則として許されず、これを制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならず、そのような制限をすることなしには国民審査の公正を確保しつつ審査権の行使を認めることが実上不能ないし著しく困難であると認められる場合でない限り、上記のやむを得ない事由があるとはいえない。

イ 上告人の主張によても、在外国民に対して審査権の行使を認めない理由は、記号式による投票を前提とした場合における技術的な問題があるということに尽きる。そして、平成28年法律第94号による国民審査法の改正（平成28年改正）後は、中央選挙管理会が、衆議院議員の任期満了の日前60日に当たる日又は衆議院の解散の日いずれか早い日以後直ちに、審査に付されることが見込まれる裁判官（審査予定裁判官）の氏名等を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならないこととされ（同法

4条の2第2項), 審査の告示^{*1}前であっても, 投票用紙の調製をすることが法的に可能となり(同法14条1項), 審査期日の少なくとも12日前に告示がされるとしても, 上記通知から告示までは一定の期間があるから, 仮に在外選挙や在外国民投票の在外公館における投票(公職選挙法49条の2第1項1号イ, 国民投票法62条1項1号)と同様に, 審査期日の6日前までに在外公館の長に投票用紙を提出することを要したとしても, 上告人がいう, 投票用紙の印刷, 裁断及び発送準備, 各地の在外公館への配布準備, 東京国際郵便局への送付, 在外公館への送付, 到着後在外公館における整理, 審査等の事務には必要な時間は確保されていることとなり, ほとんどの場合には上記の技術上の問題は事実上解消されたものといえる。

ウ 上告人は, 平成28年改正後であっても, 審査予定裁判官の通知から審査の告示までの間に裁判官が新たに任命される可能性がないとはいはず, 告示の日に近接して任命された場合には, 告示後に投票用紙を調製していた平成28年改正前と同様に, 投票用紙の調製や送付についての技術上の問題が解消されていない旨主張する。しかしながら, 投票用紙の印刷, 調製に要する時間は4日間と想定されており, 在外公館から国内への投票用紙が入った封筒の送付, 送致に要する期間は5日間と想定されているものと思われ, これらを前提とすると, 審査の告示の日の4日前までに任命がされるときには, 投票できる日が限定されるとはいえ, 在外公館における

*1 衆議院議員総選挙の期日の公示の日に審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名が官報で告示される(国民審査法5条1項)ところ, 衆議院議員議員の総選挙の期日は, 少なくとも12日前に公示しなければならないとされ(公職選挙法31条4項), 実務上は, 総選挙の期日12日前に公示される。

投票が不可能であるとはいえない。

裁判官が告示の日の前4日以内に任命されることは極めてまれな場合である上、仮に、そのような事態において技術的な問題がなお残るとしても、そのことを理由として在外国民に対して国民審査の機会を一切保障しないことを正当化することはできない。そのような場合において記号式による投票を前提とすると技術的な問題がなお残るというのであれば、記号式による方法との併用を含めて他の方法を採用することが、著しく合理性を欠くような事情がない限り、上記のやむを得ないと認められる事由があるとはいえないが、上告人が主張する記号式による投票以外の方法を採用できないとする理由も、在外国民の審査権の行使を制限することを正当化するに足りるものではなく、記号式による投票以外の方法によることに著しく合理性を欠くような事情もない。

エ 以上によれば、国民審査法が在外国民である被上告人らの審査権の行使を一切認めずこれを制限していることは、遅くとも平成29年国民審査の時点においては、やむを得ないと認められる事由があったとはい難いから、同法は、憲法15条1項並びに79条2項及び3項に違反する。

(3) 本件国家賠償請求については、第1審判決を変更して請求を棄却した。

第2 上告理由の要旨

1 憲法は、裁判官の任命を国民審査に付す場合と、投票の結果裁判官が罷免される場合に関しては、明文の規定を置く一方で、そのほかの「審査に関する事項」、すなわち、審査権を行使する者の具体的な資格要件や投票の方法を含めた国民審査制度の具体的な制度設計に係る決定については、国会の合理的な立法裁量に委ねている。

これを受けた国民審査法は、選挙人名簿に登録されない在外国民の国民審査については、審査の手続等に関する規定を設けておらず、在外国民について審

査権の資格を付与し、これを行使させるという立法政策を採用していない。

本件の問題は、このように、国民審査法が、審査権の資格を在外国民に付与せず、在外国民による審査権の行使を認めない審査制度を採用していることが、憲法により委ねられた国会の合理的な立法裁量の限界を超えるものとして、憲法違反となるかどうかにある。

2 このような在外国民に係る国民審査制度の憲法適合性は、国民審査権の憲法上の位置づけや、これを在外国民に認めないことによる影響等を考慮して判断すべきものである。そして、国民審査制度は、公務員の選定罷免権（憲法15条1項）に由来する制度であり、最高裁判所の裁判官の罷免の制度ではあるが、その内容、沿革ないし比較法的観点からも、議会制民主主義下において不可欠の制度とはいえない。最高裁判所裁判官に対する民主的統制は、本来的に、議院内閣制の下、国会の信任を受けた内閣によって任命又は指名されるという仕組みによって担保されているものであって、国民審査制度は、民主的統制の方法としては例外的、補完的なものにとどまる。このように、国民審査権は、民主政の過程に直接関わる選挙権とは、権利の性質及び重要性に本質的な差異があることは明らかである。

このような国民審査権の憲法上の位置づけに鑑みれば、国民審査制度において、審査権の資格要件をどのように定め、その行使をいかなる範囲で認めるかについては、国会による広範な立法裁量に委ねられるべき性質のものというべきである。また、そうである以上、国民審査権又はその行使が妨げられている場合についての違憲審査基準についても、選挙権又はその行使が妨げられている場合と比べて緩やかな審査基準である合理性の基準が妥当すると解すべきであり、在外国民の審査権については、これを付与しないことが裁量権の行使として著しく合理性を欠いていると評価されるような場合でない限り、憲法に違反するものではないと解すべきである。

（以上につき、後記第3の2）

3 以上の観点から国民審査制度についてみると、国民審査はその特性上、選挙とは異なり、投票方法の定めによっては、制度としての機能が損なわれるおそれがあり。審査の公平・公正性、審査制度としての安定性のほか、最高裁判所裁判官の解職制度という性質を踏まえた実効性の確保という観点も踏まえた上で、適切な投票方法を定める必要がある。

したがって、在外国民に審査権を付与しないことの憲法適合性の判断に際しても、在外国民の審査権を認めるに当たり、現時点において、限られた審査期間に全世界で審査手続を正確、確実に実施するまでの技術的困難性の有無や程度、審査の対象となる裁判官に関する情報の適正な伝達等に関して解決されるべき問題の有無など、審査の公平・公正性、審査制度としての安定性に加えて、最高裁判所裁判官の解職制度という性質を踏まえた審査の実効性の確保という観点から、諸事情を総合的に考慮することが相当である。

この点、国民審査法において現在採用されている記号式投票は、審査の実効性の確保という観点から優れた投票方法である。他方で、現時点において、自書式投票等の記号式以外の投票方法を採用し、又は併用することについては、審査の公平・公正性、審査制度としての安定性のほか、裁判官の解職制度という性質を踏まえた実効性の確保という観点からも支障があるから、記号式投票を採用していることについては、十分な合理性がある。

(以上につき、後記第3の3)

4 そして、記号式投票を前提として在外審査制度を設けるには、現時点においても技術的な困難性を抱える諸問題が存在し、これらを解決するための確立した手法は存在しない。(以上につき、後記第3の4)

5 そうすると、国民審査法が、在外国民に審査権を付与していないことが、国会の立法裁量権の行使として著しく合理性を欠くものではないというべきであるから、国民審査法は憲法に違反するものではない。

また、仮に、国民審査法が在外国民に審査権を付与していないことが、国会

の憲法上の立法義務の不履行に当たるものとして、立法不作為の違憲性が問題になると解したとしても、当該立法不作為が違憲になるのは、立法のための合理的期間を超過してもなお立法がされない場合に限られる。そして、在外国民の審査権については、次回の国民審査の時点までに上記の諸問題が解消していることが確実視される状況も認められないから、いまだこの合理的期間を超過したということはできない。したがって、当該立法不作為は、少なくとも、次回の国民審査の時点において、憲法に違反するに至っているということはできない。

以上によれば、在外国民に対する審査権の行使を認める法令の規定が定められていないことによって、在外国民である被上告人らが審査権を行使することができなかつたことは、憲法に違反するものではない。

(以上につき、後記第3の5)

6 以上に対し、原審は、在外審査制度を設けていない国民審査法が憲法に違反すると判断したが、その判断は、選挙権又はその行使の制限の場合と同様の枠組みを用いて国民審査法の憲法適合性を判断した点、自書式又は分離記号式による投票によれば、在外審査も可能であり、記号式以外の投票方法によることに著しく合理性を欠くような事情はないとした点、記号式投票を採用することを前提としても技術的な問題は解消されているとした点のいずれについても誤っており、その結果、国民審査法が憲法15条1項、79条2項及び3項に反すると誤って解釈したものである。(以上につき、後記第4)

第3 国民審査法が在外審査制度を設けていないことは、憲法に違反しないこと

1 国民審査制度の概要

(1) 国民審査制度に関する憲法の定め

憲法は、最高裁判所の長たる裁判官は、天皇が内閣の指名に基づいて任命し(6条2項)、最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は内閣でこれを任

命すると規定し（79条1項），最高裁判所の裁判官の任命を内閣の権限とする一方，その任命については，その後初めて行われる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し，その後十年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し，その後も同様とすると規定する（79条2項）。

また，憲法79条3項は，投票者の多数が罷免を可とするときは，その裁判官は罷免されると規定し，同条2項と併せて，裁判官の任命が審査に付される場合（同2項）と審査の結果裁判官が罷免される場合（同3項）とを規定しているが，そのほかの「審査に関する事項」については，「法律でこれを定める」と規定する（79条4項）。

このように，憲法は，裁判官の任命を審査に付す場合と，投票の結果裁判官が罷免される場合に関しては，明文の規定を置く一方で，そのほかの「審査に関する事項」，すなわち，審査権行使する者の具体的な資格要件や投票の方法を含めて，国民審査制度を具体的にどのような仕組みにするかの決定については，国会の合理的な立法裁量に委ねる趣旨であることは明らかである。

そして，憲法79条4項の規定を受けて制定された国民審査法は，審査人の資格及び行使に関する手続等について定めており，これにより国民が実際に審査権行使することが可能となる。

（2）国民審査法の定める審査権及びその行使に関する定め

憲法79条4項の規定を受けて制定された国民審査法は，全都道府県の区域を通じて審査を行い（同法3条），衆議院議員の選挙権を有する者は審査権を有するとしつつ（同法4条），審査には公職選挙法に規定する選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用い（同法8条），罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は，罷免を可とされたものとするが，投票の総数が公職選挙法22条1項又は3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち審査の日の直前の日現在において

て国民審査法8条の選挙人名簿に登録されている者の総数の100分の1に達しないときは、この限りではない（国民審査法32条）と規定する。一方で、公職選挙法は、同法30条の2第1項において、「市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿のほか、在外選挙人名簿の調製及び保管を行う」と規定するなどして、選挙人名簿と在外選挙人名簿とを異なるものとして区別しているところ、国民審査法は、選挙人名簿に登録されない在外国民の審査権については、審査の手続等に関する規定を何ら設けていない。

以上の国民審査法の規定に照らせば、同法は、在外国民について、公職選挙法に定める在外選挙人名簿を用い、又はこれに相当するものを別途調製して用いることにより審査権の資格を付与し、これを行使させるという立法政策を探るものではないことは明らかである。

2 国民審査権の憲法上の位置づけに鑑みれば、国民審査制度の仕組みの決定には、国会に広範な裁量が認められるべきであり、在外国民に審査権を付与しないことの憲法適合性については、緩やかな審査基準が妥当すると解すべきであること

(1) 国民審査権の憲法上の位置づけ

ア 憲法15条1項は、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であると規定しており、国民審査制度もこれに由来するものである。もっとも、憲法15条1項は、あらゆる公務員の終局的任免権が国民にあるという国民主権の原理を表明し、国政を担当する公務員の権威が国民に由来すること（憲法前文参照）を明らかにするもので、国民が全ての公務員を直接に選定又は罷免すべきであるとの意味を有するものではない（最高裁昭和24年4月20日大法廷判決・民集3巻5号135ページ参照）。したがって、国民が選定又は罷免に関与する公務員の範囲及びその具体的な内容については、別途憲法又は法律により定められているところによるものであり、国民審査権の憲法上の位置づけを検討するに際して

は、国民審査に関する制度の内容、性質等を個別に検討する必要がある。

イ 前記1(1)で挙げた憲法の各規定によれば、国民審査制度は、内閣によって任命された最高裁判所の裁判官の解職の制度であり（最高裁昭和27年2月20日大法廷判決・民集6巻2号122ページ）、その趣旨は、内閣による恣意的な任命を防止し、最高裁判所裁判官の任命に民主的統制を及ぼすことを目的とするものであって、国民主権の観点からも意義を有するものである。もっとも、裁判官が罷免される場合については、罷免を可とする投票数が過半数に達する場合に限られている（憲法79条3項、国民審査法32条本文）。また、最高裁判所の長たる裁判官を指名し、その他の裁判官を任命する内閣は、内閣総理大臣及び国務大臣の過半数が全国民の代表である国会議員によって組織され（憲法67条、68条）、国会に対して連帶して責任を負う（66条3項）のであるから、最高裁判所裁判官の任命等に対する民主的統制は、本来的には、議院内閣制の下、国会の信任を受けた内閣によって決定されるという仕組みによって実現されているといえる。この点を更にふえると、国家の統治機構のうちいわゆる政治部門である国会及び内閣については、その政治的な決定について主権者である国民の意思が正確に反映されることが求められるのに対し、裁判所は、時に法原理部門と呼ばれるとおり、民主政の過程を経て決定された多数者意思（法律等）の適用により侵害される少数者の人権を保障する最後の砦としての役割を担うものである。このように、国家の統治機構としての裁判所には、直接的な民意の流入はむしろ忌避されることが求められているとも解することができる。

したがって、国民審査制度は、民主政の過程に直接関わるものではなく、民主的統制の方法としても飽くまで例外的、補完的なものにとどまるものと解すべきである。

ウ 以上の国民審査制度の特質は、同制度が、比較法的にも、民主的統制の

手段として不可欠なものとはされていないという沿革等からも裏付けられる。すなわち、国民審査制度は、1940年（昭和15年）にアメリカ合衆国ミズーリ州が採用した制度を参考にしたものと考えられているが、国民主権原理、議会制民主主義を採用している諸外国においても、国民審査制度が採用されている国はほとんどみられず、日本国憲法制定当時のアメリカ合衆国においても、ミズーリ州とカリフォルニア州の2州のみで採用されていたにすぎないとされている（乙第1号証239ページ）。

エ このように、国民審査制度は、制度の趣旨、内容においても、また、沿革的にみても、国民主権原理、議会制民主主義の下において、民政の過程に必要不可欠な普遍的な制度ではなく、日本国憲法の制定とともに、特に創出的に設けられたものと解される（日本国憲法制定時の帝国議会において、木村篤太郎司法大臣は「憲法第75条（憲79条）で認められました最高裁判所の判事に対する審査権であります。」「75条に於きまして、この国民に対する審査権を与えたような次第であります。」（乙第3号証534及び535ページ）と答弁している。）。

（2）国民審査権は選挙権とは憲法上の位置づけが異なること

ア 選挙権は、国權の最高機関であって国の唯一の立法機関である国会を構成する議員を選定することで、国の統治機構全体に国民の民主的統制を及ぼす役割を担うものであり、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹をなす不可欠な権利であることは明らかである。

すなわち、選挙権については、憲法の前文において、日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動するとした上で、国政は国民の誠実な信託に基づき国民の代表者が行うものと宣言し、憲法41条、42条及び43条1項において、国權の最高機関である国会は、全国民を代表する選挙された議員で組織する衆議院及び参議院で構成するものとし、

15条3項において、公務員の選挙については成年者による普通選挙を保障すると規定するとともに、44条ただし書において、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって両議院の議員及びその選挙人の資格を差別してはならないと規定している。このように、憲法は、選挙権について、前文においてその意義等を強調した上で、選挙人の資格等も含めた選挙の諸原則等に係る規定を置いている。

これに対し、国民審査については、裁判官の任命が審査に付される場合と投票の結果罷免される場合とを規定するにとどまり、審査人の資格、投票の方法等を含めて国会の広範な立法裁量に委ねられているほか、前記のような国民審査に関する憲法の規定、その意義及び沿革に加えて、罷免される場合の要件として罷免を可とするものが投票数の過半数に達する必要があるという厳格な要件を課していることからすると、選挙権と同様に、公務員の選定罷免権、ひいては国民主権の観点からは、最高裁判所に対する民主的統制の手段としての意義を有するものと考えられる一方、国民主権原理及び議会制民主主義の観点からみて、民主政の過程に不可欠の制度であるとはいはず、選挙権とはその意義、沿革等を異にし、憲法上の位置づけに差異があるものである。

イ このような選挙権との憲法上の位置づけの差異は、国民審査が行われる場合が衆議院議員総選挙の際に限定されていることからも裏付けられる。すなわち、憲法79条2項は、任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際及びその後10年を経過した後初めて行われる同選挙の際に審査に付し、その後も同様とする旨定めており、審査に付される場合を衆議院議員総選挙の際に限定している。したがって、衆議院が解散されない場合には、裁判官の任命から最長でほぼ4年間審査に付されない上、任命後衆議院議員総選挙が行われるまでの間に裁判官が退任又は死亡した場合には、当該

裁判官はそもそも審査の対象とならない。^{*2}

この点、仮に、憲法が国民審査権と選挙権とを同等の権利と位置づけているのであれば、衆議院議員総選挙とは別に裁判官が任命される都度審査に付すことや、そうでないとしても、衆議院議員総選挙の際だけでなく参議院議員通常選挙の際にも審査に付すことなどが考えられるが、憲法は、特に衆議院議員総選挙の際に審査に付すことにとどめている。このような仕組みについては、憲法制定時の帝国議会において、金森徳次郎国務大臣も、「『総選挙の際』と云うことは『際』でなくとも、別に新たに国民投票に依る審査をやっても宜いのじやないかと云う御話もあったようですが、それは考えて居りませぬ。わざわざ特別な独立の国民投票と云う必要もない、一緒にやれば宜かろうと云う考え方で居ります。」（乙第3号証546ページ）、「幾らか任命と云うことよりは軽い意味を含んで居ります。」（同号証529ページ）と答弁している。

このように、憲法79条2項は、内閣の任命が国民審査に付される場合を衆議院議員総選挙の際に限定していることから、憲法は、裁判官が任命されてから数年間にわたって審査に付されないことや、そもそも審査に付されない場合があることも許容しているということができる。

ウ 以上によれば、審査権は、憲法上、選挙権と同等の権利に位置づけられておらず、選挙権とは憲法上の位置づけが異なるというべきである。

(3) 国民審査制度の仕組みの決定には、国会に広範な裁量が認められるべきであり、在外国民に審査権を付与しないことの違憲審査基準については、合理

*2 実際、庄野理一裁判官（依頼免官）と穂積重遠裁判官（在任中に死去）は、衆議院議員総選挙が行われるまでの間に退任又は死亡したため、国民審査を受けることがなかった。

性の基準が妥当すると解すべきであること

ア 国民審査は、最高裁判所裁判官の解職制度であり、国会の構成に影響するものではなく、民主政の過程に直接関わる制度ではないから、その制度設計は、国会による広範な立法裁量に委ねられるべきである。

そうである以上、裁判所による違憲審査の基準については、国会に広範な立法裁量が認められていることを踏まえた検討がされるべきである。

すなわち、在外国民に審査権の行使を認めていないことの憲法適合性については、憲法上、国会に認められた国民審査制度の決定に関する裁量権の行使として合理性が認められ、当該制度を採用する必要性との関連において合理的な理由が存在すると認められる場合には、憲法に違反するものではないと解するのが相当である。

イ このことは、前記(2)で述べたとおり、選挙権との憲法上の位置づけの差異に照らしても相当というべきである。

すなわち、選挙権又はその行使の制限の憲法適合性に関する違憲審査基準については、「そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならないというべきである。そして、そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることができないし著しく困難であると認められる場合でない限り、上記のやむを得ない事由があるとはいはず、このような事由なしに国民の選挙権の行使を制限することは、憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反するといわざるを得ない。また、このことは、国が国民の選挙権の行使を可能にするための所要の措置を執らないという不作為によって国民が選挙権を行使することができない場合についても、同様である。」(平成17年大法廷判決)として、厳格な違憲審査の基準が採用されている。その理由は、選挙権については、権利そのもの又はその行使を制限する立法等がされた結果、選挙の公正が害されると、当該選挙によっ

て選出された国会の下での是正を期待することができなくなる可能性が生じるなど、民主政の過程における修復がもはや困難となるという特質に基づくものである（例えば、仮に国会において特定の少数者の選挙権を制限するような立法がされた場合、当該選挙制度の下で選出された国会議員によって構成される国会においては、当該少数者を代表する国会議員がないこととなるから、当該少数者の選挙権を回復するよう是正することが困難となることが予想される。）。平成17年大法廷判決も、「憲法は、国民主権の原理に基づき、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を国民に対して固有の権利として保障しており、その趣旨を確たるものとするため、国民に対して投票をする機会を平等に保障しているものと解するのが相当である。憲法の以上の趣旨にかんがみれば、自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として、国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならないというべきである。」と判示しているとおりであり、その調査官解説（杉原則彦・最高裁判所判例解説〔民事篇〕平成17年度（下）603ページ以下）においても、選挙権又はその行使に対する制限については、厳格な違憲審査の基準が用いられるべきであるとの見解を紹介した上で、「本判決は、このような考え方立って、選挙権の行使を制限することが許される場合について」、上記のとおり判示した旨の説明がされている（同635ページ）。

他方で、国民審査権は、前記(2)のとおり、国民主権原理や議会制民主主義の下において、統治機構の要素として不可欠な制度とはいえず、民主政の過程に不可欠な権利であり、人権規定の中で最も重要な権利の一つとして位置づけられる選挙権と比べると、権利の性質や重要性において、憲

法上の位置づけに差異があることは明らかである。

したがって、一般に精神的自由権や選挙権の制限に対する違憲審査基準として位置づけられている「やむを得ないとする事由」のような厳格な違憲審査の基準を採用することは相当ではなく、より緩やかな基準である合理性の基準を採用するのが相当というべきである。

3 記号式投票を前提として在外審査制度を設けることの可否を判断することは十分な合理性があること

(1) 解職制度である国民審査においては、選挙とは異なる観点から、審査の公正・公正性、審査制度としての安定性のほか、最高裁判所裁判官の解職制度という性質を踏まえた実効性の確保に留意して適切な投票方法を定める必要があること

前記1で述べたとおり、国民審査は、既に内閣によって任命されている最高裁判所の裁判官を罷免する解職制度であるところ、このような国民審査においては、選挙とは異なる観点から、審査の公平・公正性、審査制度としての安定性のほか、最高裁判所裁判官の解職制度という性質を踏まえた実効性の確保に留意して適切な投票方法を定めることが求められる。

すなわち、議員の選挙においては、当選を目指す者が自ら立候補し、特定の選挙のために法定の選挙運動を行って、その氏名や政策等を広く訴えるなどして、積極的に投票を得ることが通常想定されるものである。これに対して、国民審査は、最高裁判所の裁判官を罷免する解職制度であるから、審査に付される最高裁判所裁判官が、選挙運動に相当する活動を行うことはおよそ想定されていない。しかも、過去に執行された国民審査において罷免された裁判官は存在せず、罷免を可とする投票は、多くても十数パーセントにす

ぎないこと^{*3}などの過去の国民審査の状況等に照らしても、国民審査においては、その特質を踏まえた上で適切な投票方法を定める必要性が高いということができる^{*4}。

このように、国民審査においては、最高裁判所裁判官の解職制度という制度の特質から、選挙とは異なり、投票方法の定め方によっては、その制度としての機能が損なわれることがあり、審査の公平・公正性、審査制度としての安定性のほか、最高裁判所裁判官の解職制度という性質を踏まえた実効性の確保に留意して適切な投票方法を定める必要がある。

したがって、上記の憲法適合性の判断に際しては、在外国民に審査権を認めるに当たり検討を要すべき事項、すなわち、現時点において、限られた審査期間に全世界で審査手続を正確、確實に実施するまでの技術的困難性の有無や程度、審査対象裁判官に関する情報の適正な伝達等に関して解決されるべき問題の有無など、審査の公平・公正性、審査制度としての安定性のほか、最高裁判所裁判官の解職制度という性質を踏まえた審査の実効性の確保に留意して、諸事情を総合的に考慮することが相当である。

(2) 国民審査法が採用する記号式投票は、審査の実効性を確保する観点から優れた投票方法として合理性があるのに対し、少なくとも現時点において、記号式以外の投票方法を採用することは、国民審査の制度としての実効性を確保する観点から問題があること

*3 罷免を可とする比率が最も高かったのは、昭和47年に執行された第9回国民審査における15.17パーセントである。

*4 例えば、仮に、その罷免を可とする意思の表明が容易でない投票方法を採用した場合には、白票も含めて罷免を可としないと解される投票数が増加し、解職制度としての実効性に影響を及ぼすものとなり得る。

ア 国民審査法は、審査に付された裁判官の氏名等が印刷された投票用紙の所定欄に「×」の記号を付す記号式投票（国民審査法14条、15条1項）を採用しているところ、記号式投票は、審査人に対して審査対象の裁判官全員の氏名を知らせるとともに、「×」の記号を記載するという簡易な方法で投票ができる点で、国民審査の制度として実効性を確保する観点から優れた投票方法といふことができる。

他方で、仮に、選挙において採用されている自書式投票を採用した場合には、審査人が自ら各裁判官の氏名を把握し、自ら罷免を可とする裁判官全員の氏名を投票用紙に記載することを要し、記号式投票を採用した場合と比較して、前述した審査に付される最高裁判所裁判官が、選挙における選挙運動に相当する活動を行うことは通常想定されないことなどの国民審査制度の特徴等を踏まえると、審査人にとって罷免を可とする意思表明の容易さの程度に明白な差異がある。殊に、審査に付される裁判官（最大15名）は、複数名になることが通常（過去の国民審査において、審査に付された裁判官の平均は約7名であり、平成29年に執行された前回国民審査においても7名の裁判官が審査に付されている。）であるから、自書式投票と記号式投票とでは、その意思表明の容易さに明白な差異がある。

このように、仮に国民審査において自書式投票を採用した場合には、現行の記号式投票によつた場合ならば罷免を可とする「×」の記号が付されるべき場合を含めて、白票を含む罷免を可としないとみなされる投票が著しく増加するなどし、国民の解職を求める意思が適切に反映されず、国民審査の制度としての実効性が損なわれることになりかねない。

また、国民審査は、衆議院議員総選挙と同時に行われる（憲法79条1項）ところ、衆議院議員総選挙においても自書式投票が採用されていることから、仮に国民審査でも自書式投票を採用する場合には、選挙人ないし審査人が衆議院議員総選挙における投票と国民審査における投票とを混

同するおそれも否定できない。特に、衆議院議員総選挙においては、選出されるべきと考える候補者の氏名等を自書する（いわば「信任投票」を行う）のに対し、同時に行われる国民審査においては、罷免を可とする裁判官の氏名を自書する（いわば「不信任投票」を行う）こととなるため、両者を混同し、誤って国民審査において「罷免を可としない」裁判官の氏名を自書してしまうなどし、審査の実効性が損なわれるおそれがある。

以上によれば、国民審査法が採用する記号式投票は、国民審査の制度としての実効性を確保する観点から優れた投票方法として合理性があるといえる。これに対し、少なくとも現時点においては、自書式も含めて記号式以外の投票方法を採用することについては、上記の観点からの問題点があるというべきである。

イ 国民審査において、仮に国内では記号式投票を採用しつつ、在外国民に対してのみ自書式等の投票方法を採用することにも問題がある。すなわち、在外国民について自書式の投票方法を採用した場合には、全世界の在外国民（平成29年10月1日現在の総数は、約135万人。乙第9号証）に対して、解職意思の表明が容易とはいえない投票方法を執らせることになり、国内において記号式投票を採用して、国民審査制度としての実効性を確保した趣旨が損なわれることになりかねない。

また、同一の国民審査の投票に際し、記号式投票と自書式投票とを併用することにより、在外国民と国内の審査人との間において、罷免を可とする意思の表明の容易性に明らかな差異が生じてしまうという問題も生じ、このことは、審査制度の実効性のみならず、審査結果の公平・公正性や審査制度としての安定性の確保の観点からも悪影響を及ぼすことにもなる。

ウ 以上によれば、少なくとも現時点において、自書式を併用することも含めて記号式投票以外の投票方法を採用することには、上記のような問題が

あるというべきである。

(3) 小括

以上の次第で、国民審査制度の実効性を確保するという観点からは、審査において自書式を併用することも含め記号式投票以外の投票方法を採用することには、様々な問題があるといわざるを得ない。上記観点に加えて、前述した国民審査権の憲法上の位置づけ等も踏まえると、記号式投票を前提として在外審査制度を設けることの可否を判断することには十分な合理性があるというべきである。

この点、昭和27年大法廷判決も、記号式投票を採用したことが国民審査制度の趣旨に合致していることについて、「…連記投票にして、特に罷免すべきものと思う裁判官にだけ×印をつけ、それ以外の裁判官については何も記さずに投票させ、×印のないものを『罷免を可としない投票』（括弧内省略）の数に算えたのは前記の趣旨（引用者注：解職制度という国民審査制度の趣旨）に従つたものであり、憲法の規定する国民審査制度の趣旨に合するものである。」と判示しているところである。

4 記号式投票を前提として在外審査を実施することについては、現時点においても技術的な困難性を抱える諸問題が存在し、これらを解決するための確立した手法は存在しないこと

(1) 平成28年法律第49号による改正（平成28年改正）の前後を通じ、記号式投票を前提として在外審査制度を設けることには技術上の問題があること

ア 自書式投票が採用されている衆議院議員及び参議院議員の選挙においては、公職の候補者の氏名等を投票用紙に印刷する必要がなく、各回の選挙で異なる項目は選挙名のみである（在外選挙執行規則16条及び別記第12号様式）。このため、任期満了による総選挙の場合には、あらかじめ余裕をもって投票用紙を印刷して在外公館に送付することができるし、解散

による総選挙の場合であっても、状況に応じて、あらかじめ投票用紙を調製して在外公館に送付する方法を探る余地がある。

これに対し、記号式投票を採用する国民審査においては、審査に付される裁判官の氏名を投票用紙に印刷するため（国民審査法14条1項）、選挙とは異なり、あらかじめ投票用紙を調製し、送付することができない。

イ この点について、平成28年改正前の国民審査法の下では、審査に付される裁判官が確定する審査の告示^{*5}を待って投票用紙を印刷しており、在外国民が在外公館において投票するためには、①審査に付される裁判官の告示（なお、平成28年改正後は、審査予定裁判官の通知）、②投票用紙の印刷、裁断及び発送準備、③各地の在外公館への配布準備、④国際輸送業者への送付、⑤各在外公館への送付、⑥到着後の各在外公館における整理、審査、⑦（審査後の）在外公館から外務省への投票用紙の送付、⑧外務省から各投票所への送付の各過程を経る必要があった。この場合、在外公館と日本国内の市町村との投票用紙の送付（⑦及び⑧）だけでも、原則5、6日、地域によってはそれ以上の輸送期間を要することから、一定の審査期間を確保しつつ、国民審査の期日までに作業を完了して開票に間に合わせることは、実際上困難であった。このことから、選挙については在外選挙制度が設けられながらも、国民審査については在外審査制度を設けることが見送られてきたものである。

*5 平成28年改正前の国民審査法の下では、中央選挙管理会は、国民審査の期日前12日までに、審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を官報で告示しなければならないとされていたが（5条）、国民審査は衆議院議員総選挙と同日に行われることから、選挙の公示日（公職選挙法31条4項によって総選挙の少なくとも12日前に公示される。実務上は12日前）を待って審査の告示を行っていた。

ウ また、平成28年改正によって、中央選挙管理会は、衆議院議員の任期満了の日前60日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日以後直ちに、審査予定裁判官の氏名等を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならないものとされ（国民審査法4条の2第1項），通知の後、審査の告示までの間に裁判官が任命された場合には、直ちにその旨及びその時における審査予定裁判官の氏名等を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならないものとされた上（同法4条の2第2項），投票用紙には、当該通知の際に中央選挙管理会がくじで定めた順序により、裁判官の氏名を印刷することとされた（同法14条）。これによって、実務上、審査予定裁判官の通知後に投票用紙の印刷を開始できるようになった。

もっとも、平成28年改正後においても、審査の対象となる裁判官が確定するのは、審査の告示の日（衆議院議員総選挙の期日の公示の日。実務上は、期日の12日前。）であって、審査予定裁判官の通知後、審査の告示までの間に新たに裁判官が任命された場合には、同法4条の2第2項の通知を待つて改めて投票用紙の印刷を行わなければならない。そして、在外審査制度を設ける以上、上記の場合を想定しない不安定な制度とはできず、審査の告示の直前に裁判官が任命された場合には、平成28年改正前と状況は変わらないこととなる。したがって、平成28年改正によつても、在外審査制度を設けることの技術上の問題が解消されたとはいえないかった。

エ その上、審査の告示前に新たに裁判官が任命されない場合であつても、衆議院議員の任期満了の場合には、任期満了の日前60日に当たる日以後直ちに審査予定裁判官の通知が行われ、総選挙は、原則として衆議院議員の任期が終わる日の前の30日以内に行うとされているから（公職選挙法31条1項），長い場合には約60日間、短い場合には約30日間の内に、前記①ないし⑧の各過程を経る必要がある。

また、衆議院の解散の場合は、解散の日以後直ちに審査予定裁判官が通知され、衆議院議員の総選挙は、解散の日から40日以内に行われる事から（憲法54条1項、公職選挙法31条3項）、長い場合には約40日、短い場合では12日（直近20年における解散から総選挙までの日数は、最短が23日、平均約30日）間の内に、前記①ないし⑧の各過程を経る必要がある。

そのような中で、特に、各在外公館への送付（⑤）には地域によって長期間を要する場合があり、実際、近年における衆議院議員総選挙の際に在外公館への到着に要した日数をみても、平成24年執行の第46回衆議院議員総選挙では最長14日（在オークランド日本国総領事館及び在ボリビア日本国大使館〔資料1・第46回衆議院総選挙 在外選挙用未記入投票用紙等送付状況〕）、平成26年執行の第47回衆議院議員総選挙で最長14日（在イエメン日本国大使館〔資料2・第47回衆議院総選挙 在外選挙用未記入投票用紙等送付状況〕）、平成29年執行の第48回衆議院議員総選挙で最長14日（在ホンジュラス日本国大使館〔資料3・第48回衆議院総選挙 在外選挙用未記入投票用紙等送付状況〕）を要し、輸送や通関の事情等によっては、更に期間を要する場合があり得る。

これに加えて、在外公館から日本国内の各投票所への投票用紙の送付（⑦及び⑧）には、原則として5、6日、地域によってはそれ以上の輸送期間を要している状況である（このことは、原判決も引用する公職選挙法49条の2第1項1号イの規定からも明らかである。なお、後述するとおり、在外公館から国内への投票用紙が入った封筒の送付、送致に要する期間（⑦及び⑧）が5日間と想定されている旨の原判決の判示は誤りである。）。

そうすると、上記の各過程のうち、在外公館への送付（⑤）、在外公館から国内の投票所への送付（⑦及び⑧）だけでも、地域によっては20日以上を要することになり、それ以外の過程（①ないし④及び⑥）に要する

期間も含めると、一定の審査期間を確保しつつ、国民審査の期日までに作業を完了して、開票に間に合わせることは、特に衆議院の解散による総選挙の場合においては、実際上困難というべきである。

才 また、在外審査制度を設ける以上、送付が間に合う在外公館では審査を実施し、一部の送付が間に合わない在外公館では審査を実施しないというような不安定かつ不公正な制度とすることは相当ではない。

力 以上述べたことは、在外審査を実施するに当たり在外公館において在外投票を行う場合を念頭に置いたものであるが、郵便等による在外投票を行う場合であっても、上記の技術的な課題があることに変わりがない（ただし、在外公館において在外投票を行う場合は、外交伝書使（クーリエ）により投票用紙を外務省に送致することとなるのに対し、郵便等による在外投票を行う場合には、郵便等により投票用紙を送致することとなる（選挙に関する公職選挙法施行令65条の12第1項参照）ため、その所要時間が異なり得る。）。

(2) 小括

以上によれば、平成28年改正の前後を通じて、一定の審査期間を確保しつつ、在外国民に公平・公正、安定的かつ実効的に審査権行使させることには、技術的な困難性を抱える諸問題が存在し（一審判決39及び40ページ、東京地裁平成23年判決も同旨）、これらを解決するための手法は見当たらない。

もっとも、以上述べてきたところは、輸送事情等を踏まえた技術上の問題である以上、将来的に解消される可能性は否定できない。また、総務省においては、投票環境の向上方策等に関する研究会の提言を受け、インターネット投票の導入に向けて検討を進めているところであるから、仮に在外審査においてもインターネット投票が実現すれば、記号式投票を前提とした技術的な問題も解消される可能性はある。しかしながら、少なくとも現時点におい

ては、通信、印刷技術等の発展状況は国や地域によって様々であり、世界各地に居住する在外国民に対して、公平・公正を確保しつつ、安定的かつ実効性のある形で審査権の行使を実現できる状況に至っているものではなく、上記の技術的な問題が解消されたということはできない。そうである以上、記号式投票を前提として在外審査を実施することについては、現時点においても技術的な困難性を抱える諸問題が存在し、これらを解決するための確立した手法が存在しないことに変わりはない。

5 国民審査法が在外国民に審査権を付与していないことは、国会の立法裁量権の行使として著しく合理性を欠くものではないから、国民審査法は憲法に違反するものではないこと

以上によれば、国民審査法が在外審査制度を設けないことには、記号式投票を前提として制度設計するに当たっての技術上の問題の存在という合理的な理由がある。他方で、現時点において、自書式投票等の記号式以外の投票方法を採用し、又は併用することについては、国民審査の公平・公正性、制度としての安定性、実効性を確保する観点からも支障がある。したがって、在外審査制度を設けていない国民審査法は、国会の立法裁量権の行使として著しく合理性を欠くものではないというべきであるから、憲法に違反するものではない。

また、仮に、国民審査法が在外国民に審査権を付与していないことが、国会の憲法上の立法義務の不履行に当たるものとして、立法不作為の違憲性が問題となると解したとしても、当該立法不作為が違憲になるのは、立法のための合理的期間を徒過してもなお立法がされない場合に限られるというべきである。そして、前記4で述べたとおり、在外国民の審査権については、次回の国民審査の時点までに上記の問題が解消していることが確実視される状況も認められないから、いまだこの合理的期間を徒過したということはできない。したがって、当該立法不作為は、少なくとも、次回の国民審査の時点

において、憲法に違反するに至っているということはできない。

以上の次第で、在外国民に対する審査権の行使を認める法令の規定が定められていないことによって、在外国民である被上告人らが審査権行使することができなかつたことは、憲法に違反するものではない。

第4 在外審査制度を設けていない国民審査法が憲法に違反するとした原審の判断は、憲法15条1項、79条2項及び3項の解釈等を誤ったものであること

1 選挙権又はその行使の制限の場合と同様の判断枠組みを用いて国民審査法の憲法適合性を判断した原審の判断は、憲法15条1項、79条2項及び3項の解釈等を誤ったものであること

(1) 原判決は、憲法の趣旨によれば、国民の審査権又はその行使を制限することは原則として許されず、これを制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならないというべきであるとした上で、国民審査法が、在外国民の審査権の行使を制限していたことについては、やむを得ないと認められる事由があったとはいひ難いとした（原判決40ないし42ページ及び50ページ）

(2) しかしながら、前記第3で述べたとおり、国民審査権は、国民主権の観点からの意義を有するものではあるが、国民審査に関する憲法の規定、その意義及び沿革等に照らせば、議会制民主主義の根幹をなす基本的権利である選挙権とは憲法上の位置づけを異にするというべきであって、選挙権の制約に関する平成17年大法廷判決の審査基準をそのまま用いて国民審査法の憲法適合性を判断することは相当でない。そして、在外審査制度を設ける国民審査制度の審査方法の決定については、審査の公平・公正性、審査制度としての安定性のほか、審査の実効性を確保するため、国会の広範な立法裁量に委ねられており、在外審査制度を設けないとの憲法適合性を判断するに際しても、そのような裁量権が認められることを前提に、その行使が合理性を欠

いていると評価される場合に限って憲法に違反するものと解するのが相当である。

これに対して、原判決は、①選挙権と国民審査権がその歴史的な沿革等を異にするものであるとしても、選挙権も国民審査権も国民主権に根差す重要な権利であることには変わりがなく、憲法上の保障の程度に差異があるものではない、②憲法は、憲法改正の国民投票制度（98条）とともに、国民審査を主権者である国民がその意思を司法作用に直接反映させる重要な制度の一つと位置づけているのであるから、国民審査権が代表者である国会議員を選出する選挙権に比べてその保障の程度において差異があるとはいえないと判示する（原判決41、42ページ）。しかし、国民審査権が、選挙権と同様に、憲法15条1項の公務員の選定・罷免権に由来するものであるとしても、同項は、あらゆる公務員の終局的任免権が国民にあるという国民主権の原理を表明し、国政を担当する公務員の権威が国民に由来することを明らかにするにとどまるものであって、憲法上の保障の程度は制度ごとに個別に検討する必要がある。したがって、国民審査権が憲法15条ないし国民主権原理に根差す権利であることをもって、直ちに選挙権と同等の重要な権利であるということはできず、むしろ、憲法上の保障の程度に差異があると解されることは、前記第3の2で述べたとおりである。

また、原判決は、国民審査が最高裁判所の全裁判官を対象としていないのは、解職制度に内在する制約であり、選挙がいわば事前の任命であるのに対し、解職はいわば事後の任命であるという関係にあるから、事後の任命に係る審査権が事前の任命である選挙権に比べて重要ではないとはいえないと判示する（原判決41及び42ページ）。しかし、裁判官の解職の制度である国民審査が当初の任命行為の停止条件としての事後の任命の性質を有するものではないことは明らかであるから（昭和27年大法廷判決参照）、これを事後の任命である解するのは誤りである。

このように、原審は、選任を目的とする選挙権と解職を目的とする国民審査とでは、法的性質において明確な差異があるにもかかわらず、かかる差異を捨象して、国民審査を事後的な任命であると誤って位置づけた上で、重要性が同等というものであり、憲法79条2項及び3項の解釈を誤ったものというべきである。

(3) 以上によれば、選挙権又はその行使の制限の場合と同様の判断枠組みを用いて国民審査法の憲法適合性を判断した原判決は、憲法15条1項、79条2項及び3項の解釈を誤ったものということができる。

(4) なお、原判決は、本件において、審査権又はその行使が制限されている場合について、平成17年大法廷判決における選挙権又はその行使が制限されている場合と同等の枠組みを用いて判断したものと解されるが、平成17年大法廷判決は、在外投票を認めないことについての「やむを得ない事由」の有無を判断する際には、原判決が検討しているような、単に物理的・技術的に実施が可能か否かという観点にとどまらず、既に昭和59年4月の時点で、在外選挙制度の創設を内容とする公職選挙法の一部を改正する法律案が提出されており、選挙の執行について責任を負う内閣において在外投票の実現のために克服すべき問題の解決が可能であることを前提としていると認められることや、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙及び参議院（選挙区選出）議員の選挙を認めなかったことに関する「やむを得ない事由」の有無の判断についても、平成13年及び平成16年の2回にわたり、参議院（比例代表選出）議員の選挙が先行していたことなど、在外投票の実施に関する人的・物的態勢のほか、公正な選挙の実施や候補者に関する情報の適正な伝達等に関して解決されるべき問題が、政府において現実的に解決されているのか否かという点も踏まえて、実現の可否について具体的に検討している。このような検討手法に照らすと、在外審査については、これまで制度の性質や投票方法が全く異なる在外選挙が実施されているのみで、在外審査が実施されたこ

とはいわけであるし、政府内で在外審査の実現方法について具体的に検討された形跡もうかがわれないから、仮に、平成17年大法廷判決と同様の「やむを得ない事由」の有無という厳格な判断基準によって検討された場合であっても、必ずしも原判決と同様の結論が導かれるものとは解されない。

2 自書式又は分離記号式投票による投票によれば、在外審査は可能であり、記号式以外の投票方法によることに著しく合理性を欠くような事情はないとした原審の判断は誤っていること

(1) 在外国民に自書式投票を採用することには問題があること

原審は、①自書式による投票は、記号式による投票に比べて投票人の罷免の意思がより明確にされるものであるから、国民の解職の意思が適切に反映しないとの批判は当たらない、②連記投票による疑問票は、点字による投票でも生じ得るところ、点字による投票と同様の取扱いをすれば足りるものであり、開票作業が著しく遅延するとも思われないと判示する（原判決48及び49ページ）。

しかしながら、上記①については、自書式投票を採用した場合には、記号式による投票と比べて罷免を可とする意思を表明することが容易ではなくなり、白票を含む罷免を可としないものとみなされる投票が著しく増加するため、国民の解職の意思が適切に反映されず、国民審査の制度として実効性が損なわれることになりかねないのであって、上告人としては、そのような支障、弊害があることを指摘しているものである。したがって、原判決の判示は、上告人の主張を誤解するものといわざるを得ない。また、上記②については、点字による投票は、視覚障害者を対象としているものであるところ、これらの者については、視覚の障害という、他の投票方法を採用することが困難な事情があることに鑑みて、特にこのような投票方法が認められたものである上、平成29年執行の最高裁判所裁判官国民審査（前回国民審査）における点字投票による投票数は6481票（乙第8号証569ページ）であ

り、現時点において、点字による投票を行うことが予想される者の数も限定的である。

したがって、点字による投票が連記式であることをもって、在外国民に自書式投票を採用しても開票作業は遅延しない旨の原判決の判示には根拠がないというべきであり、原判決の指摘を踏まえても、在外国民に対して自書式投票を採用することには、なお問題がある。

(2) 分離記号式の投票方法を採用することには問題があること

ア 原判決は、分離記号式による投票によれば、在外審査を行うことが可能であり、また、分離記号式の過誤投票の可能性については、裁判官と番号との関係についての周知を徹底するように情報提供を工夫すれば、十分防止できるものであると判示する（原判決49ないし50ページ）。

イ しかしながら、国民審査法が記号式投票を採用した趣旨は、審査人に対し、審査対象の裁判官全員の氏名を知らせるとともに、なるべく簡易な方法で投票することができるようすることによって、審査人の投票の便宜を図るにとどまらず、簡明な投票方法を採用することで過誤投票を防ぐこと等にあるところ、分離記号式を採用した場合には、番号と対応する裁判官を誤って認識するなどして過誤投票が増加する可能性がある。

この点について、原判決は、情報提供を工夫すればそれを防止できるとするが、どのように周知徹底すれば防止できるのかについて何ら具体的な根拠を示すものではなく、実務的な可能性を踏まえた現実的なものではない。

ウ 以上によれば、原判決の指摘を踏まえても、国民審査において分離記号式を採用することにも、なお問題が残るものといわざるを得ない。

(3) 記号式以外の投票方法を採用することに著しく合理性を欠くような事情がないとする原審の判断の誤り

ア 原判決は、①国政選挙において点字による投票、代理投票、ファクシミ

りによる投票、郵便等による投票等が、②国民審査において点字による投票（自書式による投票）がそれぞれ認められているが、これによって選挙又は審査の公平が害されるといった事態が生じたともうかがわれないとして、記号式以外の投票方法を併用することが可能であると判示する（原判決49ページ）。

イ しかしながら、原判決が判示する各種の投票方法は、いずれも、そのような投票方法を採用することにやむを得ない事情があり、それらを採用しても、選挙又は審査の公平・公正性、選挙制度又は審査制度としての安定性や実効性の確保等の観点からも問題がないことなどを踏まえて特に採用されたものである。したがって、これらの投票方法を併用することによって選挙又は審査の公平・公正性等が害されていないことをもって、在外審査において、記号式投票以外の投票方法を併用することが可能であると直ちにいえないことは明らかである。

例えば、国民審査における点字による投票は、視覚障害者を対象としているところ、視覚障害者については、視覚の障害という事情が認められるのに対して、このような事情が認められない在外国民については、同様に論じることはできない。実質的にも、視覚障害者による国民審査については、「記号式の審査に付される裁判官の欄にあらかじめ裁判官の氏名を点字で打たれた場合に、罷免を可とする意思を表示すべき場所、これをつくるなきやいけませんけれども、この箇所に審査人が、審査をする方が点字により正確に記入することが難しいのではないか。特に、点字には基本的にマルやバツというものをあらわす記号がなく、そういう中で記入が難しいのではないかのかなどの理由」（平成30年2月23日衆議院予算委員会第二分会政府参考人答弁）により、他の投票方法を採用することが困難であり、記号式投票を採用することでかえって審査の公平・公正性等を損なうおそれがあるという特殊な事情があることに鑑みて、例外的にこのよう

な投票方法が認められたものであるのに対し，在外国民一般についてこのような事情は認められない。また、平成29年執行の最高裁判所裁判官国民審査（前回国民審査）における点字投票による投票数は6481票（乙第8号証569ページ）であって、現時点では点字による投票を行うことが予想される者の数は限定的であるのに対し，在外邦人の総数は135万1970人（平成29年10月1日現在。乙第9号証）に上り、平成29年執行の衆議院議員総選挙における公示日前日現在の在外選挙人名簿登録者数は約10万人（乙第8号証23ページ）であり，在外審査権の行使が予想される者の数が明らかに異なるから、審査制度の実効性を確保するという観点からは、自書式投票を行うことの許容性において有意な違いがあるものといわざるを得ない。

なお、原判決は、実際の点字による投票数と投票率が反映されていない在外選挙人名簿の登録者数を比較してみても無意味であると判示するが（原判決49ページ）、在外選挙人名簿への登録は申請主義が採られていること（公職選挙法30条の5）を看過するものである上、投票環境の向上等の取組により、今後は在外選挙人名簿の登録者数が増加する可能性もあり、有権者となる在外邦人が潜在的には約100万人に上ること（更には、在外邦人自身が増加傾向にあること）も考慮すると、在外国民については、例外を認めることは相当ではなく、原則どおり、審査の公平・公正性、審査制度としての安定性や実効性の確保という観点からの検討が求められるべきである。

ウ 以上のとおり、記号式による投票以外の方法によることにつき、著しく合理性を欠くような事情もないとする原判決は誤りである。

(4) 小括

以上によれば、自書式あるいは分離記号式投票による投票によれば、在外国民審査は可能であり、記号式以外の投票方法によることについて、著しく

合理性を欠くような事情はないとした原審の判断は誤りといるべきである。

3 記号式投票を採用することを前提としても技術的な問題は解消されたとする原審の判断が誤りであること

(1) 原審は、平成28年改正後には、中央選挙管理会が、衆議院議員の任期満了の日前60日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日以後直ちに、審査予定裁判官の氏名等を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならないこととされ（国民審査法4条の2第1項），告示前であっても、投票用紙の調製をすることが法的にも可能となり（同法14条1項），審査期日の少なくとも12日前に告示がされるとしても、上記通知から告示までは、衆議院議員の任期満了の場合には少なくとも18日あり、衆議院の解散の場合にも一定の期間があることから、仮に在外選挙や在外国民投票の在外公館における投票（公職選挙法49条の2第1項1号イ、国民投票法62条1項1号）と同様に、審査期日の6日前までに在外公館の長に投票用紙を提出することを要するとしたとしても、上告人がいう、投票用紙の印刷、裁断及び発送の準備、各地の在外公館への配布準備、東京国際郵便局への送付、在外公館への送付、到着後在外公館における整理、審査等の事務には必要な時間は確保されていることとなり、ほとんどの場合には上記の技術上の問題は事实上解消されたものといえるのであると判示する（原判決44及び45ページ）。

(2) しかしながら、衆議院の解散による場合についてみても、衆議院の解散から最短で23日（日本国憲法の施行後。以下同じ。）で総選挙が行われたこともあり（直近20年の平均でも30日である。）、原判決が在外審査を行うための一定の期間があるとした根拠は不明であるといわざるを得ない（なお、任期満了による衆議院議員総選挙が行われたのは、第34回衆議院議員総選挙の一回のみである。）。

また、原審は、投票用紙の印刷、調製に要する期間は4日間と想定されて

おり，在外公館から国内への投票用紙が入った封筒の送付，送致に要する期間が5日間と想定されたとした上で，通知から告示前の間に裁判官が新たに任命される場合であっても，告示の日の4日前までに任命がされるときには，在外公館における投票が不可能であるとはいえないとするが，在外国民に審査権を行使させるためには，上記のほかにも前記第3の4に挙げたような各過程を経ることが必要であるから，仮に上記の想定が正しいとしても，告示の日の4日前までに任命がされるときには在外審査を行うことが可能であるとする根拠はない。

さらに，原判決が在外公館から国内への投票用紙が入った封筒の送付，送致に要する期間が5日間と想定されたことについては，公職選挙法49条の2第1項1号イは，原則選挙の期日前6日までの間投票できることとしつつ，投票の送致に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認められる場合には，あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日までの間投票できることとされており，実際には，多くの在外公館で期日前6日より早い日が投票の期限として定められている（平成29年執行の衆議院議員総選挙においては，平成29年総務省告示第332号により，「選挙の期日前七日に当たる日」から「選挙の期日前十日に当たる日」までが定められている。）から，この点についても明白な誤りがある。

以上に加え，平成28年改正後であっても，審査の告示までは審査対象となる裁判官が確定しないから，技術上の問題が解消されたといえないことは前記第3の4で述べたとおりである。そして，上記通知から審査の告示までの間に裁判官が新たに任命されることはそれほど多くないと考えられるものの，通知から審査の期間までの想定される日数からすれば，稀な事態であるとまでは言い切れないし，そのような事態が現実に起こり得る以上，制度を設けるに当たって考慮する必要は失われないというべきである。

(3) 以上によれば，在外審査の実施について，平成28年改正により，ほとん

どの場合には技術上の問題は事実上解消されたなどといえないことは明らかであって、この点に係る原審の判断は誤りである。

なお、原判決は、在外国民に国内における投票を認めることには特段の技術上の支障もないと判示する（原判決44ページ）。しかし、公職選挙法の帰国投票（同法49条の2第2項）は、国外における投票が認められている在外国民が一時帰国した場合に投票ができなくなるのは不合理であることなどを理由とするものであって、例外である帰国投票のみを認める在外審査制度とすることは相当ではない。

また、原判決は、上告人が主張する技術的な問題は、通信、印刷技術等の発展によって全く解消できないような性質のものでないと判示する（原判決44ページ）。確かに、技術上の問題である以上、それが将来解消される可能性があることについては、上告人も否定するものではない（なお、総務省では、投票環境の向上方策等に関する研究会の提言を受け、在外インターネット投票の導入に向けて検討を進めているところであり、仮に在外審査においてもインターネット投票が実現すれば、記号式投票を前提とした技術的な問題も解消される可能性はある。）。しかし、現時点における国政選挙では、一人一票の原則に反した不正の投票を防止し、投票の秘密を保持し、もって選挙の公正を確保する趣旨から、投票用紙を印刷して選挙人に交付することとされており（公職選挙法45条1項）、その趣旨は国民審査においても同様に妥当する（国民審査法13条、14条）。これを前提とすれば、投票用紙の印刷、送付等に関する事務が依然必要であり、将来的に通信、印刷技術等の発展が見込まれるとしても、現時点においてなお技術上の制約があると認められることに変わりはない。

4 小括

以上によれば、原判決には、憲法15条1項、79条2項及び3項の解釈及び国民審査法の憲法適合性に関する判断の誤りがあり、在外審査制度を設

けない国民審査法は憲法に違反しないというべきである。

第5 結論

以上の次第であるから、在外審査制度を設けていない国民審査法は何ら憲法に違反せず、原審の判断には、憲法15条1項並びに79条2項及び3項の解釈を誤った違法がある。

よって、原判決中、上告人（一審被告）敗訴部分は破棄した上で、更に相当な裁判を求める。

以上

添付資料目次

- 01 第46回衆議院総選挙 在外選挙用未記入投票用紙等送付状況
- 02 第47回衆議院総選挙 在外選挙用未記入投票用紙等送付状況
- 03 第48回衆議院総選挙 在外選挙用未記入投票用紙等送付状況

第46回衆議院総選挙 在外選挙用未記入投票用紙等送付状況

		発送日	到着日 ※1	必要になった日数
ア ジ ア 地 域	1 在インド日本国大使	11月19日	11月23日	4
	2 在バンガロール出張駐在官事務所	11月19日	11月22日	3
	3 在コルカタ日本国総領事	11月19日	11月23日	4
	4 在チェンナイ日本国総領事	11月19日	11月23日	4
	5 在ムンバイ日本国総領事	11月19日	11月27日	8
	6 在インドネシア日本国大使	11月19日	11月20日	1
	7 在スラバヤ日本国総領事	11月19日	11月22日	3
	8 在デンパサール日本国総領事	11月19日	11月23日	4
	9 在マカッサル出張駐在官事務所	11月19日	11月26日	7
	10 在メダン日本国総領事	11月19日	11月23日	4
	11 在カンボジア日本国大使	11月19日	11月22日	3
	12 在シンガポール日本国大使	11月19日	11月22日	3
	13 在スリランカ日本国大使	11月19日	11月26日	7
	14 在タイ日本国大使	11月19日	N/A	到着済み
	15 在チェンマイ日本国総領事	11月19日	11月22日	3
	16 在大韓民国日本国大使	11月19日	11月22日	3
	17 在濟州日本国総領事	11月19日	11月22日	3
	18 在釜山日本国総領事	11月19日	11月22日	3
	19 在中華人民共和国日本国大使※2	11月19日	11月22日	3
	20 在重慶日本国総領事※2	11月19日	11月22日	3
	21 在広州日本国総領事	11月19日	11月29日	10
	22 在上海日本国総領事※2	11月19日	11月20日	1
	23 在瀋陽日本国総領事※2	11月19日	11月20日	1
	24 在大連出張駐在官事務所※2	11月19日	11月21日	2
	25 在青島日本国総領事※2	11月19日	11月20日	1
	26 在香港日本国総領事※2	11月19日	11月20日	1
	27 在ネパール日本国大使	11月19日	11月27日	8
	28 在パキスタン日本国大使	11月19日	N/A	非実施公館・未送付
	29 在カラチ日本国総領事	11月19日	N/A	非実施公館・未送付
	30 在バングラデシュ日本国大使	11月19日	11月26日	7
	31 在東ティモール日本国大使	11月19日	11月23日	4
	32 在フィリピン日本国大使	11月19日	11月22日	3
	33 在セブ出張駐在官事務所	11月19日	11月22日	3
	34 在ダバオ出張駐在官事務所	11月19日	11月23日	4
	35 在ブルネイ日本国大使	11月19日	11月23日	4
	36 在ベトナム日本国大使	11月19日	11月22日	3
	37 在ホーチミン日本国総領事	11月19日	11月28日	9
	38 在マレーシア日本国大使	11月19日	11月23日	4
	39 在ジョホール・バル駐在官事務所	11月19日	N/A	非実施公館・未送付
	40 在コタキナバル出張駐在官事務所	11月19日	11月26日	7
	41 在ペナン日本国総領事	11月19日	11月21日	2
	42 在ミャンマー日本国大使	11月19日	11月22日	3
	43 在モンゴル日本国大使	11月19日	11月22日	3
	44 在ラオス日本国大使	11月19日	11月23日	4

大洋州地域	45	在オーストラリア日本国大使	11月19日	11月26日	7
	46	在シドニー日本国総領事	11月19日	11月26日	7
	47	在パース日本国総領事	11月19日	11月23日	4
	48	在ブリスベン日本国総領事	11月19日	11月23日	4
	49	在ケアンズ出張駐在官事務所	11月19日	11月26日	7
	50	在メルボルン日本国総領事	11月19日	11月26日	7
	51	在ソロモン日本国大使	11月19日	11月27日	8
	52	在トンガ日本国大使	11月19日	11月28日	9
	53	在ニュージーランド日本国大使	11月19日	11月22日	3
	54	在クライストチャーチ出張駐在官事務所	11月19日	N/A	非実施公館・未送付
	55	在オークランド日本国総領事※3	11月19日	12月3日	14
	56	在バブアニューギニア日本国大使	11月19日	N/A	非実施公館・未送付
	57	在パラオ日本国大使	11月19日	11月26日	7
	58	在フィジー日本国大使	11月19日	11月26日	7
	59	在マーシャル日本国大使	11月19日	11月26日	7
	60	在ミクロネシア日本国大使	11月19日	11月23日	4
北米地域	61	在アメリカ合衆国日本国大使	11月19日	11月27日	8
	62	在アトランタ日本国総領事	11月19日	11月26日	7
	63	在サンフランシスコ日本国総領事	11月19日	11月26日	7
	64	在シアトル日本国総領事	11月19日	11月26日	7
	65	在アンカレッジ出張駐在官事務所	11月19日	11月26日	7
	66	在シカゴ日本国総領事	11月19日	11月26日	7
	67	在デトロイト日本国総領事	11月19日	11月29日	10
	68	在デンバー日本国総領事	11月19日	11月26日	7
	69	在ナッシュビル日本国総領事	11月19日	11月26日	7
	70	在ニューヨーク日本国総領事	11月19日	11月26日	7
	71	在ハガニヤ日本国総領事	11月19日	11月26日	7
	72	在サイパン出張駐在官事務所	11月19日	11月23日	4
	73	在ヒューストン日本国総領事	11月19日	11月26日	7
	74	在ポートランド日本国総領事	11月19日	11月20日	1
	75	在ボストン日本国総領事	11月19日	11月26日	7
	76	在ホノルル日本国総領事	11月19日	11月26日	7
	77	在マイアミ日本国総領事	11月19日	11月26日	7
	78	在ロサンゼルス日本国総領事	11月19日	11月26日	7
	79	在カナダ日本国大使	11月19日	11月23日	4
	80	在カルガリー日本国総領事	11月19日	11月22日	3
	81	在トロント日本国総領事	11月19日	11月22日	3
	82	在バンクーバー日本国総領事	11月19日	11月22日	3
	83	在モントリオール日本国総領事	11月19日	11月22日	3
中南米地域	84	在アルゼンチン日本国大使	11月19日	11月21日	2
	85	在ウルグアイ日本国大使	11月19日	11月26日	7
	86	在エクアドル日本国大使	11月19日	11月23日	4
	87	在エルサルバドル日本国大使	11月19日	11月26日	7
	88	在キューバ日本国大使	11月19日	11月28日	9
	89	在グアテマラ日本国大使	11月19日	N/A	到着済み
	90	在コスタリカ日本国大使	11月19日	11月23日	4
	91	在コロンビア日本国大使	11月19日	11月23日	4

	92 在ジャマイカ日本国大使	11月19日	11月23日	4
	93 在チリ日本国大使	11月19日	11月23日	4
	94 在ドミニカ共和国日本国大使	11月19日	11月23日	4
	95 在トリニダード・トバゴ日本国大使	11月19日	11月23日	4
	96 在ニカラグア日本国大使	11月19日	11月27日	8
	97 在ハイチ日本国大使	11月19日	N/A	非実施公館・未送付
	98 在パナマ日本国大使	11月19日	11月23日	4
	99 在バラグアイ日本国大使	11月19日	11月23日	4
	100 在エンカルナシオン出張駐在官事務所	11月19日	11月26日	7
	101 在ブラジル日本国大使	11月19日	11月26日	7
	102 在クリチバ日本国総領事	11月19日	11月27日	8
	103 在ポルトアレグレ出張駐在官事務所	11月19日	11月26日	7
	104 在サンパウロ日本国総領事	11月19日	11月27日	8
	105 在ペレン出張駐在官事務所	11月19日	N/A	到着済み
	106 在マナウス日本国総領事	11月19日	11月27日	8
	107 在リオデジャネイロ日本国総領事	11月19日	11月27日	8
	108 在レシフェ出張駐在官事務所	11月19日	11月27日	8
	109 在ベネズエラ日本国大使	11月19日	11月23日	4
	110 在ペルー日本国大使	11月19日	11月26日	7
	111 在ボリビア日本国大使※4	11月19日	12月3日	14
	112 在サンタクルス出張駐在官事務所	11月19日	11月28日	9
	113 在ホンジュラス日本国大使	11月19日	11月26日	7
	114 在メキシコ日本国大使	11月19日	11月22日	3
欧 洲 地 域	115 在アイスランド日本国大使	11月19日	11月29日	10
	116 在アイルランド日本国大使	11月19日	11月23日	4
	117 在アゼルバイジャン日本国大使	11月19日	11月27日	8
	118 在イタリア日本国大使	11月19日	11月23日	4
	119 在ミラノ日本国総領事	11月19日	11月23日	4
	120 在ウクライナ日本国大使	11月19日	11月23日	4
	121 在ウズベキスタン日本国大使	11月19日	11月27日	8
	122 在英國日本国大使	11月19日	11月22日	3
	123 在エдинバラ日本国総領事	11月19日	11月23日	4
	124 在エストニア日本国大使	11月19日	11月21日	2
	125 在オーストリア日本国大使	11月19日	11月23日	4
	126 在オランダ日本国大使	11月19日	11月23日	4
	127 在カザフスタン日本国大使	11月19日	11月26日	7
	128 在アルマティ出張駐在官事務所	11月19日	11月26日	7
	129 在ギリシャ日本国大使	11月19日	11月23日	4
	130 在キルギス日本国大使	11月19日	11月27日	8
	131 在グルジア日本国大使	11月19日	11月26日	7
	132 在クロアチア日本国大使	11月19日	11月23日	4
	133 在スイス日本国大使	11月19日	11月26日	7
	134 在ジュネーブ出張駐在官事務所	11月19日	11月26日	7
	135 在スウェーデン日本国大使	11月19日	11月23日	4
	136 在スペイン日本国大使	11月19日	11月23日	4
	137 在ラスバルマス出張駐在官事務所	11月19日	11月26日	7

	138 在バルセロナ日本国総領事	11月19日	11月23日	4
	139 在スロバキア日本国大使	11月19日	11月23日	4
	140 在スロベニア日本国大使	11月19日	11月23日	4
	141 在セルビア日本国大使	11月19日	11月23日	4
	142 在タジキスタン日本国大使	11月19日	11月27日	8
	143 在チェコ日本国大使	11月19日	11月26日	7
	144 在デンマーク日本国大使	11月19日	11月23日	4
	145 在ドイツ日本国大使	11月19日	11月23日	4
	146 在デュッセルドルフ日本国総領事	11月19日	11月23日	4
	147 在ハンブルク日本国総領事	11月19日	11月23日	4
	148 在フランクフルト日本国総領事	11月19日	11月23日	4
	149 在ミュンヘン日本国総領事	11月19日	11月26日	7
	150 在トルクメニスタン日本国大使	11月19日	11月27日	8
	151 在ノルウェー日本国大使	11月19日	11月26日	7
	152 在ハンガリー日本国大使	11月19日	11月23日	4
	153 在フィンランド日本国大使	11月19日	11月23日	4
	154 在フランス日本国大使	11月19日	11月22日	3
	155 在ストラスブール日本国総領事	11月19日	11月23日	4
	156 在マルセイユ日本国総領事	11月19日	11月26日	7
	157 在リヨン出張駐在官事務所	11月19日	11月26日	7
	158 在ブルガリア日本国大使	11月19日	11月26日	7
	159 在ベラルーシ日本国大使	11月19日	11月27日	8
	160 在ベルギー日本国大使	11月19日	11月23日	4
	161 在ポーランド日本国大使	11月19日	11月23日	4
	162 在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使	11月19日	11月21日	2
	163 在ポルトガル日本国大使	11月19日	11月23日	4
	164 在ラトビア日本国大使	11月19日	11月23日	4
	165 在リトアニア日本国大使	11月19日	11月23日	4
	166 在ルーマニア日本国大使	11月19日	11月23日	4
	167 在ルクセンブルク日本国大使	11月19日	11月26日	7
	168 在ロシア日本国大使	11月19日	11月26日	7
	169 在ウラジオストク日本国総領事	11月19日	11月27日	8
	170 在サンクトペテルブルク日本国総領事	11月19日	11月29日	10
	171 在ハバロフスク日本国総領事	11月19日	11月27日	8
	172 在ユジノサハリンスク日本国総領事	11月19日	11月23日	4
中近東地域	173 在アフガニスタン日本国大使	11月19日	N/A	非実施公館・未送付
	174 在アラブ首長国連邦日本国大使	11月19日	11月27日	8
	175 在ドバイ日本国総領事	11月19日	11月22日	3
	176 在イエメン日本国大使	11月19日	N/A	非実施公館・未送付
	177 在イスラエル日本国大使	11月19日	11月26日	7
	178 在イラク日本国大使	11月19日	N/A	非実施公館・未送付
	179 在イラン日本国大使	11月19日	11月27日	8
	180 在オマーン日本国大使	11月19日	11月26日	7
	181 在カタール日本国大使	11月19日	11月25日	6
	182 在クウェート日本国大使	11月19日	11月25日	6

	183 在サウジアラビア日本国大使	11月19日	11月24日	5
	184 在ジッダ日本国総領事	11月19日	11月21日	2
	185 在シリア日本国大使	11月19日	N/A	非実施公館・未送付
	186 在トルコ日本国大使	11月19日	11月26日	7
	187 在イスタンブール日本国総領事	11月19日	11月23日	4
	188 在バーレーン日本国大使	11月19日	11月27日	8
	189 在ヨルダン日本国大使	11月19日	11月25日	6
	190 在レバノン日本国大使	11月19日	11月23日	4
ア フ リ カ 地 域	191 在アルジェリア日本国大使	11月19日	11月25日	6
	192 在アンゴラ日本国大使	11月19日	11月26日	7
	193 在ウガンダ日本国大使	11月19日	11月27日	8
	194 在エジプト日本国大使	11月19日	11月25日	6
	195 在エチオピア日本国大使	11月19日	11月21日	2
	196 在ガーナ日本国大使	11月19日	11月27日	8
	197 在ガボン日本国大使	11月19日	11月26日	7
	198 在カメルーン日本国大使	11月19日	11月26日	7
	199 在ギニア日本国大使	11月19日	11月22日	3
	200 在ケニア日本国大使	11月19日	11月27日	8
	201 在コートジボワール日本国大使	11月19日	11月26日	7
	202 在コンゴ民主共和国日本国大使	11月19日	11月27日	8
	203 在ザンビア日本国大使	11月19日	11月29日	10
	204 在ジブチ日本国大使	11月19日	11月25日	6
	205 在ジンバブエ日本国大使	11月19日	11月23日	4
	206 在スーダン日本国大使	11月19日	11月27日	8
	207 在セネガル日本国大使	11月19日	11月26日	7
	208 在タンザニア日本国大使	11月19日	11月26日	7
	209 在チュニジア日本国大使	11月19日	11月23日	4
	210 在ナイジェリア日本国大使	11月19日	11月22日	3
	211 在ブルキナファソ日本国大使	11月19日	11月26日	7
	212 在ベナン日本国大使	11月19日	11月26日	7
	213 在ボツワナ日本国大使	11月19日	11月22日	3
	214 在マダガスカル日本国大使	11月19日	11月26日	7
	215 在マラウイ日本国大使	11月19日	11月26日	7
	216 在マリ日本国大使	11月19日	11月26日	7
	217 在南アフリカ共和国日本国大使	11月19日	11月26日	7
	218 在ケープタウン出張駐在官事務所	11月19日	11月26日	7
	219 在モーリタニア日本国大使	11月19日	11月25日	6
	220 在モザンビーク日本国大使	11月19日	11月26日	7
	221 在モロッコ日本国大使	11月19日	11月21日	2
	222 在リビア日本国大使	11月19日	11月26日	7
	223 在ルワンダ日本国大使	11月19日	11月26日	7
			最短	1
			最長	14

※1：現地時間

尖閣諸島の国有化に伴い日中関係が悪化し、通関が非常に厳しく期日内の送付が困難な状況のため、
※2：中国、上海の本邦出張者が引取・自公館へ持ち帰り、他の公館はそれら公館にターリエを派遣し受領。

※3：業者内トラブルのため、引取に時間を要した

※4：原因確認中

添付資料2

第47回衆議院総選挙 在外選挙用未記入投票用紙等送付状況

		発送日	到着日 ※1	必要になった日数
ア ジ ア 地 域	1 在インド日本国大使	11月17日	11月19日	2
	2 在ベンガルール日本国領事事務所	11月17日	11月19日	2
	3 在コルカタ日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	4 在チェンナイ日本国総領事	11月17日	11月20日	3
	5 在ムンバイ日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	6 在インドネシア日本国大使	11月17日	11月19日	2
	7 在スラバヤ日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	8 在デンパサール日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	9 在マカッサル領事事務所	11月17日	11月19日	2
	10 在メダン日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	11 在カンボジア日本国大使	11月17日	11月18日	1
	12 在シンガポール日本国大使	11月17日	11月18日	1
	13 在スリランカ日本国大使	11月17日	11月19日	2
	14 在タイ日本国大使	11月17日	11月18日	1
	15 在チェンマイ日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	16 在大韓民国日本国大使	11月17日	11月18日	1
	17 在濟州日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	18 在釜山日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	19 在中華人民共和国日本国大使	11月17日	11月19日	2
	20 在重慶日本国総領事	11月17日	11月20日	3
	21 在広州日本国総領事	11月17日	11月24日	7
	22 在上海日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	23 在瀋陽日本国総領事	11月17日	11月21日	4
	24 在大連領事事務所	11月17日	11月19日	2
	25 在青島日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	26 在香港日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	27 在ネバール日本国大使	11月17日	11月19日	2
	28 在バキスタン日本国大使	11月17日	11月20日	3
	29 在カラチ日本国総領事※2	11月17日	11月20日	3
	30 在バングラデシュ日本国大使	11月17日	11月23日	6
	31 在東ティモール日本国大使	11月17日	11月19日	2
	32 在フィリピン日本国大使	11月17日	11月18日	1
	33 在セブ領事事務所	11月17日	11月18日	1
	34 在ダバオ領事事務所	11月17日	11月28日	11
	35 在ブルネイ日本国大使	11月17日	11月19日	2
	36 在ベトナム日本国大使	11月17日	11月18日	1
	37 在ホーチミン日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	38 在マレーシア日本国大使	11月17日	11月19日	2
	39 在ジョホール・バル駐在官事務所	11月17日	N/A	非実施公館・未送付
	40 在コタキナバル領事事務所	11月17日	11月19日	2
	41 在ペナン日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	42 在ミャンマー日本国大使	11月17日	11月18日	1
	43 在モンゴル日本国大使	11月17日	11月20日	3
	44 在ラオス日本国大使	11月17日	11月19日	2

大洋 州 地 域	45	在オーストラリア日本国大使	11月17日	11月19日	2
	46	在シドニー日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	47	在バース日本国総領事	11月17日	11月20日	3
	48	在ブリスベン日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	49	在ケアンズ領事事務所	11月17日	11月19日	2
	50	在メルボルン日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	51	在ソロモン日本国大使	11月17日	11月20日	3
	52	在トンガ日本国大使	11月17日	11月20日	3
	53	在ニュージーランド日本国大使	11月17日	11月19日	2
	54	在クライストチャーチ領事事務所	11月17日	11月21日	4
	55	在オークランド日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	56	在パプアニューギニア日本国大使	11月17日	11月20日	3
	57	在パラオ日本国大使	11月17日	11月21日	4
	58	在フィジー日本国大使	11月17日	11月20日	3
	59	在マーシャル日本国大使	11月17日	11月20日	3
	60	在ミクロネシア日本国大使	11月17日	11月19日	2
北 米 地 域	61	在アメリカ合衆国日本国大使	11月17日	11月18日	1
	62	在アトランタ日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	63	在サンフランシスコ日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	64	在シアトル日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	65	在アンカレジ領事事務所	11月17日	11月18日	1
	66	在シカゴ日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	67	在デトロイト日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	68	在デンバー日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	69	在ナッシュビル日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	70	在ニューヨーク日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	71	在ハガッニヤ日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	72	在サイパン領事事務所	11月17日	11月19日	2
	73	在ヒューストン日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	74	在ポートランド領事事務所	11月17日	11月18日	1
	75	在ボストン日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	76	在ホノルル日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	77	在マイアミ日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	78	在ロサンゼルス日本国総領事	11月17日	11月20日	3
	79	在カナダ日本国大使	11月17日	11月19日	2
	80	在カルガリー日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	81	在トロント日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	82	在バンクーバー日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	83	在モントリオール日本国総領事	11月17日	11月18日	1
中 南 米 地 域	84	在アルゼンチン日本国大使	11月17日	11月21日	4
	85	在ウルグアイ日本国大使	11月17日	11月20日	3
	86	在エクアドル日本国大使	11月17日	11月19日	2
	87	在エルサルバドル日本国大使※3	11月17日	11月28日	11
	88	在キューバ日本国大使	11月17日	11月21日	4
	89	在グアテマラ日本国大使	11月17日	11月19日	2
	90	在コスタリカ日本国大使	11月17日	11月19日	2
	91	在コロンビア日本国大使	11月17日	11月19日	2

	92 在ジャマイカ日本国大使	11月17日	11月20日	3
	93 在チリ日本国大使	11月17日	11月19日	2
	94 在ドミニカ共和国日本国大使	11月17日	11月19日	2
	95 在トリニダード・トバゴ日本国大使	11月17日	11月24日	7
	96 在ニカラグア日本国大使	11月17日	11月20日	3
	97 在ハイチ日本国大使	11月17日	N/A	非実施公館・未送付
	98 在パナマ日本国大使	11月17日	11月19日	2
	99 在バラグアイ日本国大使	11月17日	11月20日	3
	100 在エンカルナシオン領事事務所	11月17日	11月21日	4
	101 在ブラジル日本国大使	11月17日	11月21日	4
	102 在クリチバ日本国総領事	11月17日	11月20日	3
	103 在ポルトアレグレ領事事務所	11月17日	11月20日	3
	104 在サンパウロ日本国総領事	11月17日	11月24日	7
	105 在ペレン領事事務所	11月17日	11月25日	8
	106 在マナウス日本国総領事	11月17日	11月21日	4
	107 在リオデジャネイロ日本国総領事	11月17日	11月21日	4
	108 在レシフェ領事事務所	11月17日	11月24日	7
	109 在ベネズエラ日本国大使	11月17日	11月24日	7
	110 在ペルー日本国大使	11月17日	11月20日	3
	111 在ボリビア日本国大使	11月17日	11月25日	8
	112 在サンタクルス領事事務所	11月17日	11月20日	3
	113 在ホンジュラス日本国大使	11月17日	11月19日	2
	114 在メキシコ日本国大使	11月17日	11月18日	1
欧 洲 地 域	115 在アイスランド日本国大使	11月17日	11月20日	3
	116 在アイルランド日本国大使	11月17日	11月19日	2
	117 在アゼルバイジャン日本国大使	11月17日	11月21日	4
	118 在イタリア日本国大使	11月17日	11月20日	3
	119 在ミラノ日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	120 在ウクライナ日本国大使	11月17日	11月20日	3
	121 在ウズベキスタン日本国大使	11月17日	11月24日	7
	122 在英国日本国大使	11月17日	11月18日	1
	123 在エдинバラ日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	124 在エストニア日本国大使	11月17日	11月19日	2
	125 在オーストリア日本国大使	11月17日	11月20日	3
	126 在オランダ日本国大使	11月17日	11月19日	2
	127 在カザフスタン日本国大使	11月17日	11月19日	2
	128 在アルマティ出張駐在官事務所	11月17日	N/A	H25.12.31廃止
	129 在ギリシャ日本国大使	11月17日	11月19日	2
	130 在キルギス日本国大使	11月17日	11月21日	4
	131 在グルジア日本国大使	11月17日	11月20日	3
	132 在クロアチア日本国大使	11月17日	11月19日	2
	133 在イスラエル日本国大使	11月17日	11月19日	2
	134 在ジュネーブ領事事務所	11月17日	11月19日	2
	135 在スウェーデン日本国大使	11月17日	11月20日	3
	136 在スペイン日本国大使	11月17日	11月19日	2
	137 在ラスバルマス領事事務所	11月17日	11月20日	3

	138 在バルセロナ日本国総領事	11月17日	11月20日	3
	139 在スロバキア日本国大使	11月17日	11月19日	2
	140 在スロベニア日本国大使	11月17日	11月19日	2
	141 在セルビア日本国大使	11月17日	11月20日	3
	142 在タジキスタン日本国大使	11月17日	11月20日	3
	143 在チェコ日本国大使	11月17日	11月19日	2
	144 在デンマーク日本国大使	11月17日	11月19日	2
	145 在ドイツ日本国大使	11月17日	11月20日	3
	146 在デュッセルドルフ日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	147 在ハンブルク領事事務所	11月17日	11月19日	2
	148 在フランクフルト日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	149 在ミュンヘン日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	150 在トルクメニスタン日本国大使	11月17日	11月24日	7
	151 在ノルウェー日本国大使	11月17日	11月19日	2
	152 在ハンガリー日本国大使	11月17日	11月20日	3
	153 在フィンランド日本国大使	11月17日	11月19日	2
	154 在フランス日本国大使	11月17日	11月18日	1
	155 在ストラスブール日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	156 在マルセイユ日本国総領事	11月17日	11月19日	2
	157 在リヨン領事事務所	11月17日	11月19日	2
	158 在ブルガリア日本国大使	11月17日	11月20日	3
	159 在ベラルーシ日本国大使	11月17日	11月20日	3
	160 在ベルギー日本国大使	11月17日	11月21日	4
	161 在ポーランド日本国大使	11月17日	11月19日	2
	162 在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使	11月17日	11月19日	2
	163 在ポルトガル日本国大使	11月17日	11月19日	2
	164 在ラトビア日本国大使	11月17日	11月19日	2
	165 在リトアニア日本国大使	11月17日	11月19日	2
	166 在ルーマニア日本国大使	11月17日	11月19日	2
	167 在ルクセンブルク日本国大使	11月17日	11月19日	2
	168 在ロシア日本国大使	11月17日	11月21日	4
	169 在ウラジオストク日本国総領事	11月17日	11月20日	3
	170 在サンクトペテルブルク日本国総領事	11月17日	11月21日	4
	171 在ハバロフスク日本国総領事	11月17日	11月20日	3
	172 在ユジノサハリンスク日本国総領事	11月17日	11月20日	3
中近東地域	173 在アフガニスタン日本国大使	11月17日	N/A	非実施公館・未送付
	174 在アラブ首長国連邦日本国大使	11月17日	11月19日	2
	175 在ドバイ日本国総領事	11月17日	11月18日	1
	176 在イエメン日本国大使※2※4	11月17日	12月1日	14
	177 在イスラエル日本国大使	11月17日	11月24日	7
	178 在イラク日本国大使	11月17日	N/A	非実施公館・未送付
	179 在イラン日本国大使	11月17日	11月23日	6
	180 在オマーン日本国大使	11月17日	11月19日	2
	181 在カタール日本国大使	11月17日	11月19日	2
	182 在クウェート日本国大使	11月17日	11月23日	6

	183 在サウジアラビア日本国大使	11月17日	11月20日	3
	184 在ジッダ日本国総領事	11月17日	11月20日	3
	185 在シリア日本国大使	11月17日	N/A	非実施公館・未送付
	186 在トルコ日本国大使	11月17日	11月20日	3
	187 在イスタンブル日本国総領事	11月17日	11月20日	3
	188 在バーレーン日本国大使	11月17日	11月19日	2
	189 在ヨルダン日本国大使	11月17日	11月19日	2
	190 在レバノン日本国大使	11月17日	11月24日	7
ア フ リ カ 地 域	191 在アルジェリア日本国大使	11月17日	11月19日	2
	192 在アンゴラ日本国大使	11月17日	11月21日	4
	193 在ウガンダ日本国大使	11月17日	11月20日	3
	194 在エジプト日本国大使	11月17日	11月19日	2
	195 在エチオピア日本国大使	11月17日	11月19日	2
	196 在ガーナ日本国大使	11月17日	11月20日	3
	197 在ガボン日本国大使	11月17日	11月20日	3
	198 在カメルーン日本国大使	11月17日	11月26日	9
	199 在ギニア日本国大使	11月17日	11月20日	3
	200 在ケニア日本国大使	11月17日	11月19日	2
	201 在コートジボワール日本国大使	11月17日	11月20日	3
	202 在コンゴ民主共和国日本国大使	11月17日	11月25日	8
	203 在ザンビア日本国大使	11月17日	11月20日	3
	204 在ジブチ日本国大使	11月17日	11月24日	7
	205 在ジンバブエ日本国大使	11月17日	11月20日	3
	206 在スーダン日本国大使	11月17日	11月20日	3
	207 在セネガル日本国大使	11月17日	11月20日	3
	208 在タンザニア日本国大使	11月17日	11月20日	3
	209 在チュニジア日本国大使	11月17日	11月20日	3
	210 在ナイジェリア日本国大使	11月17日	11月20日	3
	211 在ブルキナファソ日本国大使	11月17日	11月21日	4
	212 在ベナン日本国大使	11月17日	11月23日	6
	213 在ボツワナ日本国大使	11月17日	11月21日	4
	214 在マダガスカル日本国大使	11月17日	11月21日	4
	215 在マラウイ日本国大使	11月17日	11月21日	4
	216 在マリ日本国大使	11月17日	11月20日	3
	217 在南アフリカ共和国日本国大使	11月17日	11月19日	2
	218 在南スーダン日本国大使館※2	11月17日	11月21日	4
	219 在ケープタウン領事事務所	11月17日	11月19日	2
	220 在モーリタニア日本国大使	11月17日	11月20日	3
	221 在モザンビーク日本国大使	11月17日	11月20日	3
	222 在モロッコ日本国大使	11月17日	11月19日	2
	223 在リビア日本国大使	11月17日	N/A	非実施公館・未送付
	224 在ルワンダ日本国大使	11月17日	11月20日	3
			最短	1
			最長	14

※1：現地時間

※2：未記入投票用紙を送付するも、在外公館投票は非実施

※3：現地通関、引取に時間を要した

※4：現地治安情勢悪化等により、引取に時間を要した（選挙の2か月後に大使館は閉鎖）

添付資料3

第48回衆議院総選挙 在外選挙用未記入投票用紙等送付状況

		発送日	到着日 ※1	必要になった日数
ア ジ ア 地 域	1 在インド日本国大使	9月25日	10月3日	8
	2 在コルカタ日本国総領事	9月25日	10月3日	8
	3 在チェンナイ日本国総領事	9月25日	10月3日	8
	4 在ベンガルール日本国総領事	9月25日	N/A	非実施公館・未送付
	5 在ムンバイ日本国総領事	9月25日	10月3日	8
	6 在インドネシア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	7 在スラバヤ日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	8 在マカッサル領事事務所	9月25日	10月2日	7
	9 在デンパサール日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	10 在メダン日本国総領事	9月25日	10月4日	9
	11 在カンボジア日本国大使	9月25日	9月29日	4
	12 在シンガポール日本国大使	9月25日	9月29日	4
	13 在スリランカ日本国大使	9月25日	10月2日	7
	14 在タイ日本国大使	9月25日	9月29日	4
	15 在チェンマイ日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	16 在大韓民国日本国大使	9月25日	9月26日	1
	17 在濟州日本国総領事	9月25日	9月26日	1
	18 在釜山日本国総領事	9月25日	9月26日	1
	19 在中華人民共和国日本国大使	9月25日	9月27日	2
	20 在広州日本国総領事	9月25日	9月28日	3
	21 在上海日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	22 在重慶日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	23 在瀋陽日本国総領事	9月25日	9月27日	2
	24 在大連領事事務所	9月25日	9月27日	2
	25 在青島日本国総領事	9月25日	9月27日	2
	26 在香港日本国総領事	9月25日	9月26日	1
	27 在ネバール日本国大使	9月25日	10月6日	11
	28 在パキスタン日本国大使	9月25日	10月2日	7
	29 在カラチ日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	30 在バングラデシュ日本国大使	9月25日	10月2日	7
	31 在東ティモール日本国大使	9月25日	10月2日	7
	32 在フィリピン日本国大使	9月25日	9月29日	4
	33 在セブ領事事務所	9月25日	9月29日	4
	34 在ダバオ領事事務所	9月25日	10月2日	7
	35 在ブルネイ日本国大使	9月25日	10月2日	7
	36 在ベトナム日本国大使	9月25日	9月30日	5
	37 在ホーチミン日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	38 在マレーシア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	39 在コタキナバル領事事務所	9月25日	10月3日	8
	40 在ペナン日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	41 在ミャンマー日本国大使	9月25日	10月3日	8
	42 在モルディブ日本国大使	9月25日	10月1日	6

	43	在モンゴル日本国大使	9月25日	10月5日	10
	44	在ラオス日本国大使	9月25日	10月2日	7
大洋州地域	45	在オーストラリア日本国大使	9月25日	10月3日	8
	46	在シドニー日本国総領事	9月25日	10月3日	8
	47	在パース日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	48	在ブリスベン日本国総領事	9月25日	10月4日	9
	49	在ケアンズ領事事務所	9月25日	10月3日	8
	50	在メルボルン日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	51	在サモア日本国大使	9月25日	10月4日	9
	52	在ソロモン日本国大使	9月25日	10月2日	7
	53	在トンガ日本国大使	9月25日	10月2日	7
	54	在ニュージーランド日本国大使	9月25日	10月2日	7
	55	在クライストチャーチ領事事務所	9月25日	10月2日	7
	56	在オークランド日本国総領事	9月25日	10月3日	8
	57	在バブアニューギニア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	58	在パラオ日本国大使	9月25日	10月3日	8
	59	在フィジー日本国大使	9月25日	10月2日	7
北米地域	60	在マーシャル日本国大使	9月25日	10月3日	8
	61	在ミクロネシア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	62	在アメリカ合衆国日本国大使	9月25日	9月29日	4
	63	在アトランタ日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	64	在サンフランシスコ日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	65	在シアトル日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	66	在アンカレジ領事事務所	9月25日	9月29日	4
	67	在ポートランド領事事務所	9月25日	9月29日	4
	68	在シカゴ日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	69	在デトロイト日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	70	在デンバー日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	71	在ナッシュビル日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	72	在ニューヨーク日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	73	在ハガッニヤ日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	74	在サイパン領事事務所	9月25日	10月2日	7
中南米地域	75	在ヒューストン日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	76	在ボストン日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	77	在ホノルル日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	78	在マイアミ日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	79	在ロサンゼルス日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	80	在カナダ日本国大使	9月25日	9月29日	4
	81	在カルガリー日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	82	在トロント日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	83	在バンクーバー日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	84	在モントリオール日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	85	在アルゼンチン日本国大使	9月25日	10月2日	7
	86	在ウルグアイ日本国大使	9月25日	10月2日	7
	87	在エクアドル日本国大使	9月25日	10月2日	7
	88	在エルサルバドル日本国大使	9月25日	10月2日	7
	89	在キューバ日本国大使	9月25日	10月5日	10
	90	在グアテマラ日本国大使	9月25日	10月2日	7
	91	在コスタリカ日本国大使	9月25日	10月2日	7
	92	在コロンビア日本国大使	9月25日	10月2日	7

	93 在ジャマイカ日本国大使	9月25日	9月29日	4
	94 在チリ日本国大使	9月25日	10月2日	7
	95 在ドミニカ共和国日本国大使	9月25日	10月3日	8
	96 在トリニダード・トバゴ日本国大使	9月25日	10月3日	8
	97 在ニカラグア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	98 在ハイチ日本国大使	9月25日	10月5日	10
	99 在パナマ日本国大使	9月25日	9月29日	4
	100 在巴拉グアイ日本国大使	9月25日	10月4日	9
	101 在エンカルナシオン領事事務所	9月25日	10月4日	9
	102 在バルバドス日本国大使	9月25日	10月3日	8
	103 在ブラジル日本国大使	9月25日	10月3日	8
	104 在ベレン領事事務所	9月25日	10月3日	8
	105 在レシフェ領事事務所	9月25日	10月4日	9
	106 在クリチバ日本国総領事	9月25日	10月3日	8
	107 在ポルトアレグレ領事事務所	9月25日	10月3日	8
	108 在サンパウロ日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	109 在マナウス日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	110 在リオデジャネイロ日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	111 在ペネズエラ日本国大使	9月25日	10月2日	7
	112 在ペルー日本国大使	9月25日	10月2日	7
	113 在ボリビア日本国大使	9月25日	9月27日	2
	114 在サンタクルス領事事務所	9月25日	9月28日	3
	115 在ホンジュラス日本国大使※2	9月25日	10月9日	14
	116 在メキシコ日本国大使	9月25日	9月29日	4
	117 在レオン日本国総領事館	9月25日	10月2日	7
欧 州 地 域	118 在アイスランド日本国大使	9月25日	10月2日	7
	119 在アイルランド日本国大使	9月25日	10月2日	7
	120 在アゼルバイジャン日本国大使	9月25日	10月3日	8
	121 在アルバニア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	122 在アルメニア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	123 在イタリア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	124 在ミラノ日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	125 在ウクライナ日本国大使	9月25日	10月2日	7
	126 在ウズベキスタン日本国大使	9月25日	10月2日	7
	127 在英國日本国大使	9月25日	9月29日	4
	128 在エдинバラ日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	129 在エストニア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	130 在オーストリア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	131 在オランダ日本国大使	9月25日	10月3日	8
	132 在カザフスタン日本国大使	9月25日	10月4日	9
	133 在ギリシャ日本国大使	9月25日	10月2日	7
	134 在キルギス日本国大使	9月25日	10月4日	9
	135 在クロアチア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	136 在ジョージア日本国大使	9月25日	9月29日	4
	137 在イスラエル日本国大使	9月25日	10月2日	7
	138 在ジュネーブ領事事務所	9月25日	10月2日	7
	139 在スウェーデン日本国大使	9月25日	10月2日	7
	140 在スペイン日本国大使	9月25日	10月2日	7
	141 在ラスバルマス領事事務所	9月25日	10月2日	7
	142 在バルセロナ日本国総領事	9月25日	10月2日	7

	143 在スロバキア日本国大使	9月25日	10月4日	9
	144 在スロベニア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	145 在セルビア日本国大使	9月25日	9月28日	3
	146 在タジキスタン日本国大使	9月25日	10月5日	10
	147 在チェコ日本国大使	9月25日	10月3日	8
	148 在デンマーク日本国大使	9月25日	10月2日	7
	149 在ドイツ日本国大使	9月25日	10月2日	7
	150 在デュッセルドルフ日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	151 在ハンブルク日本国総領事	9月25日	10月4日	9
	152 在フランクフルト日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	153 在ミュンヘン日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	154 在トルクメニスタン日本国大使	9月25日	10月5日	10
	155 在ノルウェー日本国大使	9月25日	10月2日	7
	156 在バチカン日本国大使			
	157 在ハンガリー日本国大使	9月25日	10月2日	7
	158 在フィンランド日本国大使	9月25日	10月2日	7
	159 在フランス日本国大使	9月25日	10月2日	7
	160 在ストラスブール日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	161 在マルセイユ日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	162 在リヨン領事事務所	9月25日	10月2日	7
	163 在ブルガリア日本国大使	9月25日	10月6日	11
	164 在ベラルーシ日本国大使	9月25日	10月3日	8
	165 在ベルギー日本国大使	9月25日	10月2日	7
	166 在ポーランド日本国大使	9月25日	10月2日	7
	167 在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使	9月25日	10月2日	7
	168 在ポルトガル日本国大使	9月25日	10月2日	7
	169 在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使	9月25日	N/A	非実施公館・未送付
	170 在モルドバ日本国大使	9月25日	10月2日	7
	171 在ラトビア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	172 在リトアニア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	173 在ルーマニア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	174 在ルクセンブルク日本国大使	9月25日	10月2日	7
	175 在ロシア日本国大使	9月25日	10月3日	8
	176 在ウラジオストク日本国総領事	9月25日	10月4日	9
	177 在サンクトペテルブルク日本国総領事	9月25日	9月29日	4
	178 在ハバロフスク日本国総領事	9月25日	10月5日	10
	179 在ユジノサハリンスク日本国総領事	9月25日	10月2日	7
中近東地域	180 在アフガニスタン日本国大使			
	181 在アラブ首長国連邦日本国大使	9月25日	10月1日	6
	182 在ドバイ日本国総領事	9月25日	10月1日	6
	183 在イエメン日本国大使			
	184 在イスラエル日本国大使	9月25日	10月3日	8
	185 在イラク日本国大使			
	186 在エルビル領事事務所	9月25日	N/A	非実施公館・未送付
	187 在イラン日本国大使	9月25日	10月2日	7
	188 在オマーン日本国大使	9月25日	10月1日	6
	189 在カタール日本国大使	9月25日	10月1日	6
	190 在クウェート日本国大使	9月25日	10月1日	6
	191 在サウジアラビア日本国大使	9月25日	10月1日	6
	192 在ジッダ日本国総領事	9月25日	10月1日	6

	193	在シリア日本国大使			
	194	在トルコ日本国大使	9月25日	10月3日	8
	195	在イスタンブル日本国総領事	9月25日	10月2日	7
	196	在バーレーン日本国大使	9月25日	10月3日	8
	197	在ヨルダン日本国大使	9月25日	10月1日	6
	198	在レバノン日本国大使	9月25日	10月3日	8
ア フ リ カ 地 域	199	在アルジェリア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	200	在アンゴラ日本国大使	9月25日	10月2日	7
	201	在ウガンダ日本国大使	9月25日	10月2日	7
	202	在エジプト日本国大使	9月25日	10月1日	6
	203	在エチオピア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	204	在ガーナ日本国大使	9月25日	10月3日	8
	205	在ガボン日本国大使	9月25日	10月3日	8
	206	在カメルーン日本国大使	9月25日	10月3日	8
	207	在ギニア日本国大使	9月25日	10月4日	9
	208	在ケニア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	209	在コートジボワール日本国大使	9月25日	10月3日	8
	210	在コンゴ民主共和国日本国大使	9月25日	10月3日	8
	211	在ザンビア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	212	在ジブチ日本国大使※3	9月25日	10月6日	11
	213	在ジンバブエ日本国大使	9月25日	10月2日	7
	214	在スーダン日本国大使	9月25日	10月1日	6
	215	在セネガル日本国大使	9月25日	10月3日	8
	216	在タンザニア日本国大使	9月25日	10月2日	7
	217	在チュニジア日本国大使	9月25日	10月3日	8
	218	在ナイジェリア日本国大使	9月25日	10月3日	8
	219	在ナミビア日本国大使	9月25日	10月4日	9
	220	在ブルキナファソ日本国大使	9月25日	10月4日	9
	221	在ベナン日本国大使	9月25日	10月4日	9
	222	在ボツワナ日本国大使	9月25日	10月3日	8
	223	在マダガスカル日本国大使	9月25日	10月3日	8
	224	在マラウイ日本国大使	9月25日	10月3日	8
	225	在マリ日本国大使	9月25日	10月3日	8
	226	在南アフリカ共和国日本国大使	9月25日	10月2日	7
	227	在ケープタウン領事事務所	9月25日	10月2日	7
	228	在南スーダン日本国大使館	9月25日	10月2日	7
	229	在モーリシャス日本国大使	9月25日	N/A	非実施公館・未送付
	230	在モーリタニア日本国大使	9月25日	10月3日	8
	231	在モザンビーク日本国大使	9月25日	10月2日	7
	232	在モロッコ日本国大使	9月25日	10月3日	8
	233	在リビア日本国大使			
	234	在ルワンダ日本国大使	9月25日	10月2日	7
				最短	1
				最長	14

※1：現地時間

※2：現地の連続祝日により投票用紙等の引取に時間を要した。

※3：現地業者ストライキにより現地公館の投票開始日（10月11日）までに引き取れないため、館員が在エチオピア日本国大使館に出張の上、同公館に送付された投票用紙等の一部を受領した。